

令和6年（ネ）第3513号 損害賠償請求事件

（原審：東京地方裁判所令和3年（ワ）第24557号 損害賠償請求事件）

控訴人（一審原告） 閲覧制限

被控訴人（一審被告） 東京都

5

控 訴 理 由 書

10

2024年7月29日

東京高等裁判所 第19民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 西山 温子 他



目次

第1	はじめに	8
1	本書面の構造	8
2	原判決の問題点	8
5	(1) 各供述の信用性評価に誤りがあること	8
	(2) 原判決の控訴人母の意に反する本件警察官らの各対応について控訴人母の同意ないし承諾を安易に肯定していること	9
	(3) 控訴人子の言動を3歳（当時）の発達状況等を全く無視していること	10
10	(4) 訴外男性の人種差別的言動等について合理的な理由なく■■■■氏の供述を排斥し本件警察官らの供述のみに従った事実認定を行なっていること	11
第2	原判決の事実誤認	12
1	「1 認定事実」に対し	13
	(1) 「(3) ■■■■巡査長及び■■■■巡査長による事情聴取の経過等」（原判決17頁・4行目～18頁・7行目）に対し	13
15	ア 訴外男性の発言から人種差別的言動が抜けていること	13
	イ ■■■■巡査長らが控訴人母から事情聴取しようとしたり、訴外男性の人種差別的言動を制止することはなかったこと	15
	(2) 「(4) ■■■■警部補及び■■■■巡査部長による本件公園における事情聴取の経緯等」（18、19頁）に対し	15
20	ア (4)のアについて	15
	イ (4)のイについて	15
	ウ ■■■■警部補及び■■■■巡査部長が本件公園に臨場後の訴外男性の言動を注意・制止していないこと	16
	(3) 「(5) ■■■■警部補による■■■■警察署における原告らの事情聴取の経過等」（原判決20・1行目～21頁・17行目）に対し	16
25	(4) 「(6) 原告らに対する写真撮影の実施経過」（原判決21頁・18行目～22頁・2行目）に対し	

	(5) 「(7) 巡査部長による 警察署における原告らの事情聴取の経過等」(原判決22頁・3行目～23頁・12行目) に対し.....	18
	ア 控訴人子を単独で聴取するに至った経緯	18
5	イ 控訴人子の “Yes, swing, swing” 等の発言について	19
	ウ 控訴人子の単独聴取の時間について	19
	エ 控訴人母の帰宅したい旨の申し出に応じなかったことについて	20
	(6) 「(8) 訴外男性への原告個人情報の提供の経緯等」(原判決23頁・13行目～24頁・8行目) に対し	20
10	ア 巡査部長は「訴外男性が原告らを相手方として民事訴訟を行うために原告らの連絡先を知りたがっているようであるが、訴外男性に知らせてよいか尋ねた」との判示(原判決23頁・19～21行目) について	21
	イ 巡査部長が訴外男性に情報提供の理由として民事裁判での利用を目的としていると告げたのであれば、控訴人母が個人情報の提供に同意することは経験則上ありえないこと	21
15	ウ 警察が対立当事者の連絡先を教える場合は当事者間の協議のための電話番号であることが通常で民事訴訟のための情報提供は「日常業務」たり得ないこと	22
	エ 控訴人母に「民事訴訟」の提起のためであることを伝えたとすれば、巡査部長の供述に看過できない不自然不合理な点があること	22
	オ 一方当事者である警察官らの供述に一致していても信用性はないこと	23
20	カ 通訳員の供述との矛盾	24
	キ 小括	24
2	「2 事実認定の補足説明」(原判決24頁・9行目～36頁・12行目) に対し	25
	(1) 「(1) 本件公園における 警部補の原告子に対する発言について」(原判決24頁・10行目) に対し	25
25	(2) 「(2) 本件公園における事情聴取の経過に関する本件警察官らの対応について」 に対し	32
	(3) 「(3) 警察署における事情聴取の経過に関する本件警察官らの対応について」 に対し	33

	ア 「ア 原告らの主張①について」 に対し	33
	イ 「イ 原告らの主張②について」 (原判決 31 頁・2～19 行目) に対し	37
	ウ 「ウ 原告らの主張③～⑤について」 (原判決 31 頁・20～35 行目) に対し	39
5	(7) 「③本件補導室において…原告らに対し、原告子が訴外子を蹴ったと認めるように迫った」 ことに関 する原判決の指摘	39
	(4) 原告ら主張③に関し原審の指摘する上記事由が控訴人母の供述を否定する理由として不十分である こと	40
	(7) 控訴人母が述べる特異かつ具体的な体験について	42
	(4) 小括—原告ら主張③に関する控訴人母の主張	43
10	(4) 「④原告母の承諾なく原告子につき単独で事情聴取した」 ことに関する原判決の指摘	44
	(4) 原告ら主張④に関し原審の指摘する上記事由が控訴人母の供述を否定する理由として不十分であるこ と	45
	(4) 原告ら主張④に関し控訴人母の供述の信用性は本件警察官らの供述の信用性を上回るものとは言えな いこと	47
15	(7) 「⑥原告母が要望したにもかかわらず、食事の機会やトイレ及びオムツ交換の機会を付与しなかつ た」 ことに関する原判決の指摘	47
	(7) 原告ら主張⑥に関し原審の指摘する上記事由が控訴人母の供述を否定する理由として不十分であるこ と	48
20	(4) 「(4) 原告個人情報の訴外男性への提供経過について」 (原判決 35 頁・10 行目～36 頁・1 2 行目) に対し	49
	ア 原判決の取り上げる控訴人母の供述について	50
	イ 巡査部長の供述の不自然不合理な点について	52
	ウ 巡査部長及び通訳員の供述について	52
25	エ 訴外男性が控訴人らに対して人種差別的な文言で激しく罵倒・侮辱し攻撃していた人物であ ること	54
	オ 原判決が取り上げない控訴人母の一貫した供述について	54

	カ 小括.....	54
第3	「3 争点(1) (本件警察官らの原告に対する事情聴取の内容ないし態様につき国賠法1条1項の適用上違法があると言えるか) について」 に対し.....	56
	1 「(2)のア」 (原判決37頁・22行目以下) に対し.....	56
5	2 「(2)のイ」 (原判決38頁・17行目以下) に対し.....	56
	3 「(2)のウ」 (原判決39頁・20行目以下) に対し.....	57
	4 「(2)のエ」 (原判決41頁・17行目以下) に対し.....	58
	5 「(2)のオ」 (原判決42頁・10行目以下) に対し.....	58
	6 小括 (「(2)のカ」 原判決44頁・14行目に対し)	59
10	第4 「4 争点(2) (警部補が訴外男性に原告個人情報を提供したことにつき、国賠法1条1項の適用上違法があるといえるか) について」 (原判決45頁・22行目～48頁・24行目) に対し.....	60
	1 はじめに.....	60
	2 二つの意味で承諾に瑕疵があることについて.....	61
	(1) 控訴人母の身体的精神的状況等から承諾に任意性がないこと.....	62
15	ア 長時間に及ぶ過酷な事情聴取.....	62
	イ 承諾する積極的な動機が皆無であること.....	62
	ウ 断つてもよいという選択肢を示されなかったこと.....	63
	エ 小括.....	64
	(2) 控訴人母は「住所」の提供を全く認識していなかったこと.....	65
20	ア 原判決の認定.....	65
	イ 「住所」が提供されると認識していない承諾は「住所」を含む個人情報の提供の承諾とはいえないこと.....	66
	ウ 訴えの提起に必要な最低限度の情報に関する原告母の認識.....	66
	エ 小括.....	67
25	3 「(TWITTERに)晒す」と発言していた訴外男性に対して原告個人情報を提供することは警察官の注意義務に違反すること.....	68

	(1) 訴外男性から旧 twitter に晒されることの予見可能性があったこと	68
	(2) 旧 twitter を活用して悪意を持って個人情報公にする可能性がある者に対する個人情報の提供は「みだりに公にさせることのないよう最大限の配慮」(都条例3条1項)に違反し、また「不当な目的の使用」(都条例3条2項)に当たること	69
5	ア 「みだりに公にさせることのないよう最大限の配慮」(都条例3条1項)すべき本件警察官らは、悪意を持って他人の個人情報を公にする可能性がある訴外男性に対して控訴人らの個人情報の提供を回避すべき注意義務を負っていたこと	70
	イ 悪意を持って他人の個人情報を公にする可能性がある訴外男性に対して市民の個人情報の提供することは「不当な目的」(都条例3条2項)に当たること	71
10	(3) 訴外男性に民事裁判という目的以外での使用を厳に慎むように注意したという 警部補の供述について	71
	ア 当該 警部補の供述が信用できないこと	71
	イ 仮に訴外男性に民事裁判という目的以外での使用を厳に慎むように注意したとしても全く不十分であること	73
15	ウ 実際に訴外男性は原告個人情報を twitter に晒し、人種差別的言動を用いて控訴人らを誹謗中傷し、その結果逮捕されていること	73
	(4) 小括	74
4	まとめ	74
第5	本件警察官らの言動が人種差別撤廃条約に違反し、また、いわゆる「レイシャルプロファイリング」に当たらないかの検討が不十分であること	75
20	1 原審の人種差別撤廃条約の効力に関する理解の誤りについて	75
	(1) はじめに	75
	(2) 原判決について	76
	(3) 人権条約の国内的効力	76
25	(4) 小括	77
	2 原判決の事実認定は本件における人種差別の問題を覆い隠すものであることについて	77

本書面における略語は、特に記載のない限り以下のとおりとする。

5

- ・ 一審原告母を「控訴人母」、一審原告子を「控訴人子」とする。
- ・ ■■■■■警部補を「■■■■■警部補」、■■■■■巡査部長を「■■■■■巡査部長」、■■■■■巡査長を「■■■■■巡査長」、■■■■■通訳員を「■■■■■通訳員」とし、同人らを含む原告らに対する対応に当たった■■■■■警察署の不特定の警察官を「本件警察官」または

10

「本件警察官ら」とする。

- ・ 原判決の引用は、「原判決○頁・○～○行目」等とする。
- ・ 原審原告母の尋問調書の引用は、「原告母調書○頁・○～○行目」、その他証人の尋問調書の引用は、「**調書○頁・○～○行目」とする（**は、証人の姓のみ）
- ・ ■■■■■公園を「本件公園」とする。

15

- ・ ■■■■■警察署を「本件警察署」とする。

第1 はじめに

1 本書面の構造

本書面では、後記第2において、原審に看過できない事実誤認があることを具体的に明らかにし、後記第3・第4において、本件警察官らにおいて、国賠法1条1
5 項の適用上違法があることを具体的に述べる。

さらに、後記第5において、本件で控訴人らが問題視する人種差別やレイシャル
プロファイリングについて、原審の検討は不十分であることを具体的に指摘すると
ともに、控訴審に期待することを述べる。

10 2 原判決の問題点

原判決の問題点は多岐に渡るが、本論に入る前に、以下の4点を重大な問題として指摘する。

(1) 各供述の信用性評価に誤りがあること

15 原判決の事実認定の誤りは、控訴人母及び■■■■氏の供述の信用性、並びに■■■■
■■■■巡査長、■■■■巡査部長及び■■■■警部補の供述の信用性の評価を誤ったこと
に由来するものである。

まず、控訴人母の供述の信用性については、その供述を取り違えて「不自然、
不合理」などと不当に評価したり（後記第2の2の(4)のア）、客観的な状況に鑑
みて供述に「あいまいな部分」があったとしても何ら不自然ではない事項を取り
20 上げて信用性を貶めたりする一方で（後記第2の2の(3)のウの(イ)、信用性
を裏付ける一貫した合理的説明を取り上げなかったり（後記第2の2の(4)のオ）、
特異な体験に基づく具体的な供述が客観的状況に整合するにもかかわらず信用
性評価に当たって考慮していない（後記第2の2の(3)のウの(カ)）点等が指摘さ
25 れる。

次に、■■■■氏の供述の信用性については、第三者供述として「一定の信用性

の情況的担保がある」としながら、本来であれば信用性を裏付けるような事情を「不自然」と評価したり(後記第2の2の(1)のア)、発言の一部を取り上げて供述の変遷であると誤って評価するなどしてその信用性を貶めるが、いずれも誤った評価であり(後記第2の2の(1)のウ、オ)、同人の供述は本件警察官らによる人種差別という特異体験として強く記憶に残っているというのであり(後記第2の2の(2))、虚偽を述べる動機や必要性も皆無であって、十分に信用できる。

これに対して、本件警察官らの供述は、口裏合わせの可能性を無視して「一致している」として信用できると評価したり(後記第2の1の(6)のオ、後記第2の2の(3)のウの(キ)、後記第2の2の(4)のウ)、同人らの供述の不自然、不合理な点(後記第2の1の(1)のアの(イ)、第2の1の(6)のエ、第2の2の(3)のアの(ウ)、第2の2の(4)のイ)や矛盾(第2の1の(6)のカ、後記第2の2の(4)のウ)を無視するなど、その信用性評価を誤ったものと言わざるを得ない。

(2) 原判決の控訴人母の意に反する本件警察官らの各対応について控訴人母の同意ないし承諾を安易に肯定していること

原判決は、控訴人母が、本件公園に長時間留め置かれたこと、本件警察署に連れて行かれたこと、本件補導室から退出させられ控訴人子が単独で本件警察官らから事情聴取を受けたこと、訴外男性に対して原告個人情報を提供させられたことについて、いずれも、慎重に任意性を検討することなく控訴人母の同意ないし、了承、承諾があったと認定する。

しかし、控訴人らが同意ないし、了承、承諾したとされる本件警察官らの対応はいずれも、控訴人らが望むものではないことは明らかで、その結果、控訴人らの権利利益の侵害を招くことは必至であるところ、控訴人らが共に日本語を解さず、日本の法知識に乏しい外国人母と、その日本国籍の3歳の子(当時)であって、公権力である本件警察官との間で、力関係や、情報量、判断能力に

雲泥の差があることを踏まえれば、控訴人らが不利益を受け入れることについての同意ないし承諾は、任意性があり真意に基づくものか否かについて、当然に、慎重かつ丁寧な審理・判断が求められるべきである。

5 それにもかかわらず、原判決は、真摯な検討を怠り、本件警察官らの供述や、結果として本件警察官らの要望に応じていること等を理由に、それが強いられ
たものかどうかを検討することなく、いずれも安易に同意ないし、了承、承諾
を認定するものであり、極めて問題である。

(3) 控訴人子の言動を3歳（当時）の発達状況等を全く無視していること

10 原判決は、当時3歳の控訴人子が、写真撮影の際にピースサインをしていた
ことを度々指摘し、控訴人子が、「緊張や怯えの感情を有していなかった」（原
判決27頁・13～14行目、29頁・20行目）と認定し、当該認定事実を
もって、■■■■氏の供述や控訴人母の供述の内容を否定している。

15 しかしながら、写真撮影までに至る客観的な経緯や状況から考えて、身体的
に疲弊して慣れない状況下に長時間置かれた控訴人子が、控訴人らと対峙し控
訴人母の主張を認めない本件警察官らに対して、緊張や怯えの感情を有してい
ないはずがない。この点について、子どもの臨床に従事する公認心理士、臨床
心理士、臨床発達心理士によれば、カメラを向けられた子どもがピースサイン
20 をすることは、条件づけられた反応であることが多く、また人は自己防衛反応
として心身の緊張を緩めるために笑顔になることがあることから、カメラが向
けられた際のポーズや表情から、その緊張や不安、嫌がっていないかどうか等
を判断することはできないと述べる（甲44：意見書）。

したがって、カメラを向けられた控訴人子が、ピースサインをしていること
を持って、安易に「緊張や怯えの感情を有していなかった」（原判決27頁・1
25 3～14行目、29頁・20行目、43頁・26行目～44頁・1行目）と認
定し、これをもって、■■■■氏や控訴人母の供述の信用性を否定した原判決の認

定は、臨床心理（とりわけ、子の離床心理）における経験則に違反するものである。

加えて、原判決は、本件警察官らの供述から、本件警察官らの控訴人子に対する、本件滑り台のアーチ部分を両手で掴んでぶら下がったことがあったかどうか、ぶら下がって前後に両足を振ったかどうか等の質問に、「原告子はこれを肯定した」（原判決22頁・17行目）、「“Yes, swing, swing”」（同・19行目）、「原告子は、再度、“Yes, swing, swing”」（同・26行目～23頁・1行目）、「“Yes, swing, swing”」（同34頁・20行目）と答えたと認定する。

しかしながら、上記意見書（甲44）によれば、認知・発達心理学の観点から、子どもは脳が発達途上にあり、語彙や理解力、表現力も乏しいことから、質問を十分に理解せずに返答する可能性や誘導され安易に迎合してしまうおそれがあり、本件でも、本件警察官の質問が正確に伝わっていない可能性、子ども特有の2～3語の単語を並列させる言語表現が、警察官に真実と違う文脈で翻訳されたり、控訴人子の意図しない形で理解されてしまった可能性が指摘できるといふ。また、「蹴っていない、何もしていない」という自分の主張（原判決21頁・8行目）や、控訴人母の主張を何度言っても理解してもらえないことで、「蹴っていない」という主張を続ける気力すら、奪われた可能性もあるといふ。

原判決は、本件警察官らが控訴人子単独で事情聴取し、これにより、控訴人子が本件滑り台のアーチ部分を両手で掴んでぶら下がって、その状態で前後に両足を振ったことを認めたと認定するが、控訴人子の発達状況を見ないで誤った認定である。

(4) 訴外男性の人種差別的言動等について合理的な理由なく■■■■氏の供述を排斥し本件警察官らの供述のみに従った事実認定を行なっていること

本件公園において、訴外男性は控訴人らに対し外国人嫌悪を露わにして人種

差別的言動を繰り返しており、■■■■氏の供述によれば、本件警察官が本件公園に来た後も、「ガイジンは生きる価値はない」、「税金の無駄遣い」、「死ね」、「国へ帰れ」などという発言を続けていたというが、何ら合理的な理由を述べることなく■■■■氏の当該供述を排斥し、これらの発言を聞いていないという■■■■巡査長、■■■■巡査部長、及び■■■■警部補の供述を採用している。

本件訴訟は、本件警察官らが、人種差別的言動を繰り返していた訴外男性の人種差別的発言を咎めることなく、そして、同人の言い分を人種差別的な動機を考慮することなく信用して控訴人らに対して事情聴取を行い、同人に控訴人らの個人情報を提供するなどしたことで、同人が「警察から許可を受けています」との認識を示して人種差別的言動を活発化させたことが人種差別を「支持」、「助長」したとして人種差別撤廃条約上問題であると主張するものであるところ、訴外男性の人種差別的発言の内容は、極めて重要である。

それにもかかわらず、何ら合理的な理由なく、訴外男性の人種差別的発言をなかったことにするものであり、極めて問題である。

第2 原判決の事実誤認

原判決は、「第3 当裁判所の判断」（同15頁・24行目以下）において、まず、「1 認定事実」として、「前記第2の2の前提事実並びに後掲の各証拠（証拠番号に枝番号を含む場合、特に枝番号を掲記しないときは全ての枝番号を含む。）及び弁論の全趣旨」により、原告・被告間で争いのある事実について、何ら理由の説明もなく原告らの主張を排斥し、被告の主張する事実を認定しているが（同15頁・24行目～24頁・8行目）、後記1記載のとおり、事実誤認である。

次に、「2 事実認定の補足説明」（同24頁・9行目以下）として、争いのある事実の一部を取り上げ、検討の上で、原告らの主張をいずれも排斥しているが、原判決の認定は、後記2記載のとおり、誤った証拠評価、当事者の重要な主張の一部

の欠落、経験則違反が認められ、事実誤認である。

1 「1 認定事実」に対し

- (1) 「(3) 巡査長及び巡査長による事情聴取の経過等」(原判決17頁・4
5 行目～18頁・7行目)に対し

ア 訴外男性の発言から人種差別的言動が抜けていること

(7) 原判決は、訴外男性の言動について「原告母を指差しながら「あの女の在
留カードを確認しろ」、「傷害だ」、「年収3000万円以下の人はごみだ、く
ずだ」などと大声を発しながら向かってこようとする威勢を示した」(同17
10 頁・10～11行目)と認定するが、訴外男性の控訴人母に対する最も特徴
的な問題発言である人種差別的言動が認定事実から抜けている。

実際は、氏が陳述書や尋問で述べたとおり、訴外男性は本件警察官ら
が本件公園に到着した後も、「ガイジンは生きる価値はない」、「税金の無駄遣
い」、「死ぬ」、「国へ帰れ」などという人種差別的言動を、本件警察官らの前
15 で続けていたのであり(甲11・3頁1～2行目)、訴外男性の言動から、こ
のような特徴的な言動を省き、または「など」にまとめることは、レイシャ
ルプロファイリングが問題となっている本件警察官らの原告らに対する対応
を矮小化するもので、極めて不当である。

- (4) この点、氏の当該供述は、利害関係のない第三者が経験した特異な事
20 実に関する供述として信用できる一方で、訴外男性の言動に関する巡査
長の供述は、極めて不自然で、信用できない。

すなわち、まず、訴外男性が、「原告を指差しながら」、「年収3000万
円以下の人はごみだ、くずだ」と発言したというのは、訴外男性と控訴人母
との間で控訴人母の年収額が問題となっていなかったことからすれば、当該
25 発言がことさら強調されることは誠に不自然である。訴外男性から、控訴人
母に向けられた攻撃的な言動は、控訴人らが日本語を話せないことやその容

貌から、国籍やルーツ、人種的属性に向けられたと考えるのが自然であって、ことさら年収を問題視して控訴人らを攻撃しようとしたというのは、極めて不自然と言わざるを得ない。

また、「年収3000万円以下」の人を「ごみだ」、「くずだ」、「かすだ」などと言ったという、控訴人らの人種的属性に関わらない訴外男性の年収を問題視する発言についてのみ、■■■■巡査長だけではなく、■■■■警部補（■■■■調書2頁・11～12行目、同20頁・6～8行目）、■■■■巡査部長（■■■■調書17頁・11～12行目）も聞いたと一致した供述している。

この点について、仮に、■■■■巡査部長の供述を前提としたとしても、本件公園で「あの女の在留カードを確認しろ」（野口調書2頁・12行目）、「なんでこんな外人を日本に入れるんだ」（乙10・2頁・19行目、■■■■調書4頁・20～21行目）などと控訴人らの国籍を問題視し、SNS上でも人種差別的言動を繰り返している人物が（甲20）、■■■■巡査長や■■■■巡査長から「乱暴な言動をしないように注意」されただけで、国籍等、控訴人らの人種的属性に関わる差別的言動のみは一切なくなり、これに対して、年収で人を差別する「乱暴な言動」についてだけは、■■■■巡査長や■■■■巡査長の制止にもかかわらず繰り返していたというのは、極めて不自然である。

このような■■■■巡査長、■■■■警部補、及び■■■■巡査部長の不自然な供述の一致は、口裏を合わせて訴外男性による人種差別的な発言はなかったことにして、訴外男性による発言を矮小化し、これにより、訴外男性の言動やその動機を何ら考慮に入れることなく（原告第4準備書面3～4頁、及び原告第7準備書面2頁・1～15行目で詳述）、訴外男性の言い分を信用した責任や、訴外男性に原告個人情報を提供した責任（後記第4で詳述）を、免れようとしたためと解するのが自然である。

イ ■■■巡査長らが控訴人母から事情聴取しようとしたり、訴外男性の人種差別的言動を制止することはなかったこと

5 原判決は、「訴外男性と原告らとを離れさせ、原告母については■■■巡査長が、訴外男性については■■■巡査長が、それぞれ事情聴取を行うことにした。」(同 17 頁・12～14 行目)、「■■■巡査長において、訴外男性を制止し、■■■巡査長と二人で訴外男性に対して乱暴な言動は控えるよう告げた。」(同 18 頁・4～5 行目)と認定するが、誤りである。

10 実際は、■■■氏が尋問で述べた通り、自ら警察を呼んだ訴外男性が警察官に近づいたためいったん控訴人母らと離れる形になったのであり、また、■■■巡査長が控訴人母に事情聴取したのではなく■■■氏の方から控訴人母の言い分を伝えたのであり、■■■氏が「なぜ止めないんですか、止めたほうがいいんじゃないですか」と言ったのに警察官は訴外男性の差別発言を制止しようとしなかったものである(■■■尋問調書 3～4 頁、引用箇所は 4 頁・10～11 行目)。

15 (2) 「(4) ■■■警部補及び■■■巡査部長による本件公園における事情聴取の経緯等」(18、19 頁) に対し

ア (4)のアについて

20 原判決は、アにおいて、110 番通報について「子供同士のけんか口論が発生しているという 110 番」と認定したうえ、■■■警部補及び■■■巡査部長が先行していた■■■巡査長らから受けた報告などにより認識した事実を「詳細は不明であるが原告子と訴外子との間のトラブルに端を発し、原告母と訴外男性とがトラブルになっている」と認定するが、誤りである。

その理由については、後記 2 の(1)のイで詳述する。

25 イ (4)のイについて

また、原判決は、イにおいて、「■■■巡査部長が原告らから事情を聴くことと

した。」、[]巡査部長は、[]の通訳を介し、原告母から事情を聴いたところ、原告母は、…[]在住の親戚と電話で話をしていたため、原告子が本件滑り台で遊んでいた時の様子は見ていなかった旨を説明した。」と認定するが、誤りである。

5 []警部補及び[]巡査部長らが控訴人らから話を聞こうとしておらず、また、控訴人母が「電話で話をしていたため、原告子が本件滑り台で遊んでいた時の様子は見ていなかった」と述べたことは無かった。控訴人母が尋問で「警察官に対して、滑り台の上を見てないとか、電話をしていた、ふうに説明したことはありますか。」との問いに対して「そんなことないです。」と答え
10 (原告母調書3頁・12～14行目)、また、[]氏も「公園の滑り台上の様子を見ていないので知らないというように、警察官に通訳しましたか。」との問いに対して「いいえ。」([]調書5頁・11～13行目)と述べている通りである。

15 ウ []警部補及び[]巡査部長が本件公園に臨場後の訴外男性の言動を注意・制止していないこと

なお、原判決には言及はないが、私服警察官が到着後も訴外男性は、上記(1)のアの(7)記載のとおり、人種差別的言動を続けていた。

そして、私服警察官である[]警部補や[]巡査部長は、そもそも、上記
20 上記(1)のアの(4)記載のとおり、そもそも訴外男性の人種差別的発言自体を聞いていないと供述するものであるところ、同人らが訴外男性の言動を注意したり、制止した事実がないことは明らかである。

(3) 「(5) []警部補による[]警察署における原告らの事情聴取の経過等」(原
25 判決20・1行目～21頁・17行目)に対し

原判決は、アにおいて、「原告母は、障害を持っている長男がいるので一度帰

宅したいなどと申し出たものの、最終的には、[REDACTED] 警部補らの求めに応じ、[REDACTED] とともに [REDACTED] 警察署に向かうことになった。」と認定するが、誤りである。

その理由については、後記 2 の(3)のアで詳述する。

また、原判決は、ウにおいて、「原告らに対し、原告子と二人で話を聞きたい旨を伝えたところ、原告母は、これを了承して本件補導室から退出した。」と認定するが、控訴人母は、「原告子は訴外子のことを蹴ってなどいないし、原告子から目を離してもいない」と主張しており（原判決 2 1 頁・1～2 行目）、これを受け入れてくれない [REDACTED] 警部補らに対して、当時 3 歳の控訴人子に単独で事情聴取することを積極的に承諾するなどありえない。

結果的に、控訴人母が控訴人子を残して本件補導室から出たのは、[REDACTED] 警部補から何度も部屋を出るよう同じことを繰り返して求められて退出せざるを得なかったためであり（原告母調書 7 頁・8～10 行目）、「了承」して退出したのではなく、後記 2 の(3)のアで詳述するのと同様に、「追い出された」というのが正確である。

(4) 「(6) 原告らに対する写真撮影の実施経過」(原判決 2 1 頁・18 行目～22 頁・2 行目) に対し

原判決は、[REDACTED] 巡査部長が控訴人らに対し、「I want to take your picture OK?」と尋ねたところ、控訴人母が「OK. Yes sir.」と返答したと認定しているが（同 2 1 頁・22 行目）、誤りである。このような単純なやりとりでもなければ、控訴人母は、何故写真を撮る必要があるのかの説明を求めたところ、記録のためと警察官から回答され、そのような回答に納得できなかったにも拘わらず、警察官は撮影したのである。控訴人母は「OK. Yes sir.」などと返答していない。

なお、原判決は「原告子は、カメラに向かってピースサインをするなどし、原告母においても写真撮影を嫌がる様子はなかった」と認定しているところ（原判決 2 1 頁・25 行目）、ピースサインをしていることをもって控訴人子が撮影を嫌

巡査部長と控訴人子のジェスチャーやミスコミュニケーションを目の当たりにして、「No.No」と介入することは、ごく自然であり、そのミスコミュニケーションを目の当たりにしている控訴人母が、控訴人子を一人置いて、本件補導室から退出することを任意に承諾するなど、決してあり得ないのである。

- 5 すなわち、控訴人子の単独での事情聴取について、控訴人母が「承諾」したというのは誤りであり、本件補導室を退出せざるを得なかったのである。

イ 控訴人子の“*Yes, swing, swing*”等の発言について

- 10 原判決は、本件警察官らの供述から、本件警察官らの控訴人子に対する、本件滑り台のアーチ部分を両手で掴んでぶら下がったことがあったかどうか、ぶら下がり前後に両足を振ったかどうか等の質問に、「原告子はこれを肯定した」（原判決22頁・17行目）、「*Yes, swing, swing*」（同・19行目）、「原告子は、再度、*Yes, swing, swing*」（同・26行目～23頁・1行目）と答えたことを認定する。

- 15 しかしながら、上記第1の1の(3)で言及し、甲44の意見書記載のとおり、認知・発達心理学の観点から、巡査部長に控訴人子の意図しない形で理解されてしまった可能性や、「蹴っていない、何もしていない」という自分の主張（原判決21頁・8行目）や、控訴人母の主張を何度言っても理解してもらえないために、「蹴っていない」という主張を続ける気力すら、奪われた可能性も
20 あり、原判決の上記認定は、控訴人子の発達状況を無視する誤った認定である。

ウ 控訴人子の単独聴取の時間について

- 25 原判決は、控訴人子の単独聴取の時間について、「5分ないし10分程度であった」と認定している（23頁2行目）。これは、「娘さんに対しては、5分から10分ない程度だったと思います」という調書8頁・26行をそのまま認定に供したものと考えられる。しかし、この認定は誤りである。

控訴人母は、部屋を追い出された後、控訴人子が心配で助けを求め、まずは知人（原告母調書 7 頁・14 行目）に電話して 5 分程度話をし、その後に訴外
に電話をして、12 分間（午後 4 時 23 分から 12 分間）電話をしている
（原告母調書 7 頁～8 頁、甲 4 の 2）。そして、控訴人子が大きい声で泣いてい
5 るのが聞こえたため、控訴人母は、訴外と通話を切らずに部屋に入り、
「What the hell are you doing to my daughter」と言ったところ、控訴人子は目
を赤くして泣いていたのである（原告母調書 8 頁～9 頁）。

発信記録から、訴外との通話時間は午後 4 時 23 分から 12 分間の電話
であることは明らかである以上、訴外との当該電話記録のみから言っても、
10 少なくともその 12 分間以上、控訴人子がたった一人で警察官らから聴取され
ていたことは明らかである。

なお、控訴人母の供述と整合する氏の供述が信用できることは、後記第
2 の 2 の(3)のウの(イ)記載のとおりである。

15 エ 控訴人母の帰宅したい旨の申し出に応じなかったことについて

原判決は、控訴人母が帰宅したい旨を申し出たところ、巡査部長から、
帰宅しても構わないが、その場合は後日改めて話を聞きたい旨を告げ、これに
対して控訴人母が、それであれば聴取を続けてよい、などと発言したと認定し
ているが、繰り返し述べるとおり、警察署に来るよう求められたときや（後記
20 第 2 の 2 の(3)のア）、写真撮影（上記第 2 の 1 の(4)）、控訴人子の単独での聴取
を求められたとき（上記第 2 の 1 の(5)のア）と同様に、控訴人母にとって、積
極的に聴取を承諾する理由はどこにもなく、やむをえず事情聴取の継続に応じ
ざるを得なかったのである。

25 (6) 「(8) 訴外男性への原告個人情報の提供の経緯等」（原判決 23 頁・13 行目～
24 頁・8 行目）に対し

ア ■■■ 巡査部長は「訴外男性が原告らを相手方として民事訴訟を行うために原告らの連絡先を知りたがっているようであるが、訴外男性に知らせたか尋ねた」との判示（原判決23頁・19～21行目）について

5 以下に述べるとおり、控訴人母は、取調べを受けた警察官から、電話番号を訴外男性に提供してよいかと聞かれた際に、訴外男性が民事訴訟を行うためであるとは一切告げられていない。

したがって、かかる原判決の事実認定は誤りである。

イ ■■■ 巡査部長が訴外男性に情報提供の理由として民事裁判での利用を目的
10 としていると告げたのであれば、控訴人母が個人情報の提供に同意することは経験則上ありえないこと

まず、控訴人母は、警察官から、訴外男性への情報提供の理由として、訴外男性が控訴人母に裁判を起こしたいと言っているという説明は受けていない（原告母調書12頁・17～19行目）。

15 仮に、控訴人母が、警察官から訴外男性に個人情報を提供する目的が民事訴訟の提起のためであることを告げられていたとしたら、直前に人の多い公園で人種差別的な文言で激しく罵倒・侮辱してきた極めて攻撃的な男性に対し、更に民事裁判で訴えられるために個人情報を教えることなどありえず、控訴人母が訴外男性に対する個人情報の提供に承諾しないことは当然である。

20 まして、控訴人母は夫からのドメスティックバイオレンスの被害者として、8歳及び3歳の子を連れて夫から逃れ、子らと3人で生活する外国人女性であり（甲38・1頁）、なおいつそう、自身の個人情報をそのような訴外男性に教えることに同意することは経験則上あり得ない。

ウ 警察が対立当事者の連絡先を教える場合は当事者間の協議のための電話番号であることが通常で民事訴訟のための情報提供は「日常業務」たり得ないこと

5 また、そもそも、民事不介入であるべき私人間の紛争について、警察官が一方当事者から、他方当事者に対する民事訴訟のためとして求められて、他方当事者の了解を得て、民事訴訟のための情報を伝えるということが仮にありうるとしても極めて異例であって、決して警察官の「日常業務」（原判決46頁・8行目）とは言えない。

10 警察が、対立当事者に「連絡先」を伝えるケースは、例えば、交通事故当事者双方から示談の意向が示された場合や、その他刑罰法規に触れるような被害申告があった場合にその私人間の紛争に関与し、双方の事情聴取を通じて加害者・被害者双方から話し合いの意向が示された場合が想定され、いずれも、当事者間の示談等の話し合いのために電話番号が通知されるにとどまるのが通常であり、その限りで警察官の「日常業務」と言えなくもない。

15 しかし、それを超えて、およそ刑事事件になり得ないような事案において、当事者間の示談等の話し合いのためではなく、専ら、対立当事者の一方が他方に民事訴訟を提起するという目的のため、電話番号に留まらない住所を含む個人情報を知りたがっていることを理由に、わざわざ他方当事者に民事訴訟提起のための情報提供の了解を求めるなどは、明らかに一方当事者に便宜を図るものであり、実務的にも異例であり、[REDACTED]警部補の供述の他に、何ら具体的な実績の資料も根拠も示されていない。このような、一方当事者に対する民事訴訟の提起のための便宜を図る行為は、到底、警察の「日常業務」たり得ない。

25 エ 控訴人母に「民事訴訟」の提起のためであることを伝えたとすれば、[REDACTED] 巡査部長の供述に看過できない不自然不合理な点があること

[REDACTED]巡査部長は、控訴人母に対し、民事訴訟を起こしたいと言っている訴外

男性へ連絡先を教えてよいか確認を求めたところ、控訴人母は「教えなければトラブルが終わらないので仕方ない」と言って承諾した旨供述している（乙12・4頁、 調書18頁・5～7行目、同22頁・2～9行目）。

この点については、控訴人らが原告第8準備書面・43頁～45頁にて詳述したとおり、仮に、訴外男性が「民事訴訟」を起こしたいと言っていると告げられたとすれば、今後、控訴人らと訴外男性との紛争は、民事訴訟の場で「始まる」ことが想定される。すなわち、控訴人らにとって、訴外男性との「トラブル」は「終わる」のではなく、民事訴訟の場に移行し、より深刻な事態に発展するだけであって、控訴人母が「連絡先を教えないとトラブルが終わらない」と発言するなどありえない。連絡先を教えることを承諾することで「終わる」控訴人らの「トラブル」は、訴外男性との「トラブル」ではなく、「本件警察書で長時間事情聴取されている状態」である。

したがって、仮に、 巡査部長が、訴外男性への原告個人情報提供目的について民事訴訟目的であることを控訴人母に伝えたとすれば、控訴人母に、 巡査部長の当該供述とは真逆の認識をもたらすものであり、その不自然さや不合理さは、「いささか」程度ではなく、看過しがたいほど著しいものといえる。

しかしながら、原判決は、上記控訴人らの主張（原告第8準備書面43頁～45頁）を全く取り上げず、そして、 巡査部長の当該供述の不自然さや不合理さについて、全く、検討すらしていない。

かかる点からも、原判決の 巡査部長の供述に関する信用性評価は、誤りであると言わざるを得ない。

オ 一方当事者である警察官らの供述に一致していても信用性はないこと

また、そもそも、本件警察官らは、本件訴訟における一方当事者たる東京都の職員であり、保身のために自らの違法行為を糊塗しようと虚偽供述をする強

い動機がある上、■■■■警察署という同一組織で働いており、口裏合わせも容易であって、その供述の信用性はよりいっそう慎重に吟味しなければならない。

この点、原判決は、仮に、■■■■巡査部長や■■■■通訳員において、控訴人母が「承諾」したという結論部分に供述の一致が見られたとしても、後記2の(4)のウ記載のとおり、被控訴人側各証人の信用性を何ら高めるものではない。

カ ■■■■通訳員の供述との矛盾

加えて、後記2の(4)のウ記載のとおり、■■■■巡査部長および■■■■通訳員の供述は、控訴人母が「承諾」したという容易に口裏合わせができる結論部分においては供述が一致しているものの、■■■■巡査部長が、控訴人母が承諾したという場面について「教えなければトラブルが終わらないので仕方ない」と言っていたと供述するのに対し、■■■■通訳員は、「裁判になれば仕方ない」と言ったと供述しており、訴外男性へ連絡先を伝えることを承諾したという重要な場面に関する控訴人母の言動という、極めて重要な点では、両者の供述は一致しておらず、むしろ真逆の控訴人母の認識を示すものである。

かかる観点からも、■■■■巡査部長の供述は信用できない。

キ 小括

以上を踏まえれば、控訴人らの聴取にあたった警察官が、控訴人母に対し、訴外男性への個人情報提供の了解を求めた際、控訴人母に民事訴訟目的を告げておらず、警察官が告げたのは、通常示談等の話し合いの機会を与える際に行われるように「相手（訴外男性）にあなた（控訴人母）の電話番号をおしえてよいか？」ということのみであったと考えるのが自然である。

実際、これに合致するよう控訴人母も、「連絡先」は電話番号であるとの認識のもと、「私は、私と訴外男性とで直接話すように、という趣旨だと思いました」と述べており（甲38・6頁・29行目（下から8行目））、これに対して、私

は日本語を話せない、訴外男性は英語を話せない、そのため電話番号を伝えても話ができない旨の理由を示して拒絶したと一貫して供述しているのである（甲38・6頁・30～31行目（下から7～6行目）、原告母調書11頁15～16行目）。

したがって、取調べの際に、民事訴訟目的であることを告げたという巡査部長の供述は、その際の控訴人母の言動に関する供述（上記オ）も含めて、不自然、不合理であり、警察官らの違法な情報提供を覆い隠すための後付けの捏造と考えざるを得ない。

そして、控訴人母は、「電話番号」との認識での「連絡先」についても、後記2の(4)記載のとおり、訴外男性に知らせることに同意していない。

2 「2 事実認定の補足説明」（原判決24頁・9行目～36頁・12行目）に 対し

(1) 「(1) 本件公園における警部補の原告子に対する発言について」（原判決24頁・10行目）に対し

原判決は、供述について、「は原告らとは特段の利害関係を有しない第三者であると認められ、かかる見地からすれば、の供述には一定の信用性の情況的担保があるといえる。」（原判決25頁・4～5行目）としながら、以下ア～オの理由により、「警部補及び巡査長の供述を上回る信用性があるとまでは認め難い」（同28頁・15～17行目）とする。

しかし、ア～オに理由がないことについて、以下述べる。

ア まず、原判決は、「警部補が、原告子に対して日本語を解するかを尋ねるに当たり、いきなり『おまえ』などと呼びつけたり、高圧的な態度で事情聴取に及んだというのは、いささか唐突であり、110番通報に応じて本件トラブルの発生原因について捜査の端緒を得ようとする段階にあった警察官の所為

としては不自然といわざるを得ない。」(原判決25頁・11～16行目)ことを[]氏の証言が信用できない理由に挙げている。

5 しかし、まさに[]氏は、公正・公平であるべき公務員の言葉として「不適切」であり、「唐突」、「不自然」な発言が[]警部補からなされたからこそ、強く記憶に残った旨発言しているのである(甲11・4頁、[]調書5～6頁)。

 []氏自身も、一審判決を確認し、改めて、「警察官の発言として、不自然どころか、大変問題ある発言であって、だからこそ、私は、大変な驚きと違和感を覚えたのであり、それが強く記憶に残った理由です。」と述べており(甲45:新陳述書)、当然ながら、[]氏には、虚偽を述べる動機も必要性も皆無である。

10 そして、このような発言がされたことについて、警察のバイアスが背景にあると考えられることは原告第7準備書面第4の1項及び2項(6～8頁)で述べたとおりであり、また、近時、明らかになった警察の内部文書においても、例えば、愛知県警の地域総務課が作成した文書『執務資料 若手警察官のための現場対応必携』(2009年)には、「不良来日外国人の発見」という項目の中で「心構え、旅券を見せないだけで逮捕できる!」、外国人は入管法、薬物事犯、銃刀法等、何でもあり!! 応援求め、追及、所持品検査を徹底しよう!!!」、

15 「対応要領、一見して外国人と判明し、日本語を話さない者は、旅券不携帯、不法在留、不法残留、薬物所持、使用、拳銃、刀剣、ナイフ携帯等、必ず何らかの不法行為があるとの固い信念を持ち、徹底的した追及、所持品検査を行う」等との記載があるとされることからして(2024年6月13日の参議院法務委員会
20 で仁比聡平議員が同文書を上記の通り引用し質問している)、公正・公平な公務員たるべき警察官の発言として不適切な上記問題発言がされることは、決して「不自然」などと評価されるべきではない。

25 むしろ、とりわけ、「外国人」を取り締まるべき立場として無意識のバイアスに触れる機会の多い警察官が、外観上「外国人」と認め、かつ、日本語を解さ

ないと認識した対象者に対して、高圧的な態度で事情聴取に及ぶことは十分にありうるとの経験則が採用されるべきである。

イ 次に、原判決は、[]警部補と[]巡査部長は、本件公園に臨場し、まず、先行していた[]巡査長からそれまでの調査結果について報告を受けたが、その段階で本件トラブルの具体的な内容についてはいまだ判然としていなかったこと…が認められ、原告らとのやり取りを開始した段階において、[]警部補らが、原告子が訴外子を蹴ったか否かが問題となっていることまで承知していたことを認めるに足りる的確な証拠はないのであって、その時点で、[]警部補が原告子に対し訴外子を蹴ったことを決めつけるような発言をしたというのは、上記の事実と合理的に整合しないものといえる」(原判決25頁22行目～26頁6行目) ことを[]氏の証言が信用できない理由に挙げる。

しかし、他方で、原判決は、訴外男性が、控訴人子が訴外子を蹴ったと主張していたこと、本件トラブル後に訴外男性が110番通報を行ったこと、[]巡査が控訴人母から控訴人子が訴外子を蹴ったことはない旨などの説明を受けたこと、[]警部補が[]巡査から報告を受けたことを認定しているのだから(原判決16～18頁)、その時点で、[]警部補らが、控訴人子が訴外子を蹴ったか否かが問題となっていることを承知していたと認定するのが合理的であり、自然である。

また、[]氏も、改めて、「訴外男性は自ら110番で警察を呼ぶ前から、原告の娘が訴外男性の子を蹴ったと言って騒いでおり、110番でもその説明をしているはずですし、その後、公園に来た制服警察官も、少し遅れてきた私服警察官も、公園に来てから常にべったり訴外男性に話を聞いていたと記憶しております。」「現場において、訴外男性の言動や警察官の様子を見ていた者として、私服警察官が原告らに近づいたときに、トラブルの内容を知らなかったということは、絶対にあり得ません。」と述べている(甲45:新陳述書)。

そして、このことは、本件における110通報の記録を見れば一目瞭然と思

われる。

原審において被控訴人は同記録の存在を頑なに否定するが、 巡査は、尋問において、本件でも上司は作成しているのではないかと問われて、「作成しているかもしれませんが、私はその様子を見てないので分かりません。」と、本件における記録の存在を示唆する供述をしている（野口調書・15～16頁）。

したがって、控訴人は、改めて被控訴人に対し本件における110通報の記録の提出を求め、任意提出がない場合には文書提出命令を申し立てることとする。

ウ また、原判決は、 氏が「陳述書では、『…<間に入りましょうか>と言いました…。そして、この警察官は、娘さんを眠みつけるようにしながら、見下したようなとても激しい口調で<お前がどうせ蹴ったんだろう>、<お前が蹴ったからこんなことになってるんだろうが>、<お前ほんとに日本語喋れねえのか>などと言いました。』と供述しているが（甲11〔4〕）、証人尋問においては、前示のとおり、 警部補において、控訴人子と特段のやり取りをすることもないまま、唐突に、控訴人子に対し『おまえがどうせ蹴ったんだろう』などと激しい口調で言った旨を供述している」点を捉えて、「 警部補が原告子に対して『おまえがどうせ蹴ったんだろう』などと申し向けたという重要な事実経過に関する の供述には変遷があるものといわざるを得ない。」

（原判決26頁・9行目～27頁・3行目）とする。

(ア) しかし、 氏は、公園で、警察官らが控訴人らから事情を聞こうとせず、訴外男性からばかり話を聞いていることに違和感を覚えたため、警察官が公園に来て以降、常に頻繁に「間に入りましょうか」と申し出ているのである。このことは 氏の、（警察に対して）「言葉があればなら入りますよとずっと常々言っていて」（ 調書22頁26行目～23頁1行目）、「必

¹ 原判決の引用であるが、引用をした結果、二重カギ括弧内に更に括弧が入るので、混乱を避けるため<>で表記した。

要であれば手伝いますよと、ずっと言っていました。」(23頁9行目)という証言に一貫して現れている。

そして、■■■■氏は、問題の差別的発言をした■■■■警部補が近づいてきたときについても、「新しい方が来たので、その人に、入りますよとは言ってます、その子供の前に。その後に子供に言ったというだけの話です。」

(■■■■調書23頁下から5～3行目)と述べ、「入りますよ」と言った後に■■■■警部補が子どもに対して問題の発言をしたと証言している。

したがって、■■■■氏の証人尋問での問題発言の後の「やめた方がいいんじゃないか」、「間に入りましょうか」という発言の一部のみを取り上げて、問題発言の前に「間に入りましょう」との発言がなかったとの原判決の認定は誤りである。

- (イ) 以上の通り■■■■供述には変遷はないが、仮に原判決の論理に依るとしても、■■■■供述は、■■■■警部補が公園に到着後の控訴人子に対する事情聴取の初期に「おまえがどうせ蹴ったんだろう」などと申し向けたと発言したという範囲では変遷はしておらず、また、そのような発言の前後関係といった周辺部分ではなく、発言自身という核心部分では全く変遷はしていない。

また、■■■■氏は「詳しい話の順序はちょっと分からない」(■■■■調書22頁・25行目)、「ちょっと前後は分からない」(■■■■調書23頁・17～18行目)とも証言するが、本件公園で警察官に対して、何度も繰り返し通訳を申し出ていた■■■■氏としては、事件から証言時まで2年半程度の期間が経ち、その発言の一つ一つのタイミングを断定的に証言することができなかったとしても、同人の証言の信用性を何ら減殺するものではない。

そもそも、本件では、■■■■警部補及び■■■■巡査長自身も、■■■■警部補が公園に臨場した際に、控訴人子に日本語が話せるか否か確認したこと自体は認めており、問題となっているのはその際の口調や文言である。その意味では、発言の前後関係といった「周辺部分」の変遷を云々すること

には意味がない。

アで前述した通り、■■■■氏は、通常であれば「唐突」「不自然」な発言が
■■■■警部補からなされたからこそ、強く記憶に残った旨発言しているの
であり（甲11・4頁、■■■■調書5～6頁）、核心部分に変遷がないことが
重視されるべきである。

エ さらに、原判決は、「■■■■は、原告子が、■■■■警部補から『おまえがどう
せ蹴ったんだろう』などと激しい口調で言われた際に、原告子においてその意
味は理解できていなかったと思われるものの怯えていた旨を供述するが」、①控
訴人母からは控訴人子が■■■■警部補から激しい口調でものを言われて怯えて
いた旨の供述は全くされていないこと、②本件警察署に移動した後に写真撮影
を受けた際に控訴人子がカメラに向かっていわゆるピースサインをしているこ
とから、整合性を欠くと指摘する（原判決27頁4～16行目）。

しかし、①については、控訴人母は、公園での警察到着後の心情について、
陳述書において「当時、私は本当に怖くて、混乱していて」（甲38・4頁・1
8行目）と述べ、また、尋問においても「彼ら（警察官）最初から、私たちが
犯人として見ていたので」（原告母調書4頁）と述べており、控訴人母自身が怯
え混乱した気持ちであったのだから、一緒にいた控訴人子についてもそのよう
な気持ちであったところ、そのような当然のことを敢えて説明しなかったとい
うに過ぎない。

また、②については、甲44の臨床心理士の意見書記載のとおり、大人から
カメラを向けられた子どもがカメラに向かってピースサインをすることは条件
づけられた行為であることが多く、また、人間は、自身の心身の緊張を緩める
ための自己防衛本能として、嫌がっていない表情やポーズをとることがある。
したがって、控訴人子がカメラにピースサインをしていたとしても、控訴人子
が「緊張や怯えの感情を抱いていた」ことと矛盾するものではない。

加えて、写真撮影がなされたのは、差別的発言をする訴外男性のいない警察

署であり、また撮影者は「おまえがどうせ蹴ったんだろう」などと激しい口調で述べた[]警部補ではなく[]巡査部長であるから、公園で控訴人子が怯えていたか否かの根拠とは全くなならない事実である。

むしろ、控訴人子は警察署において[]警部補と2人きりで事情聴取を受けた際には泣き出しているから（甲38・5頁・35行目（下から2行目）、原告母調書8頁）、かかる事実、「原告子が、[]警部補から『おまえがどうせ蹴ったんだろう』などと激しい口調で言われた際に、原告子においてその意味は理解できていなかったと思われるものの怯えていた」との[]氏の供述と整合する事実というべきである。

オ 最後に、原判決は、「[]においては、訴外男性の発言や態度が強く印象に残り、訴外男性の発言ないし行動と[]の発言ないし行動とが混在することで記憶の変容が生じた可能性も否定し難い」（同27頁22行目～24行目）ことを[]氏の証言が信用できない理由とする。

しかし、アで前述した通り、[]氏は、通常であれば「唐突」、「不自然」な発言が、[]警部補からなされたからこそ、強く記憶に残った旨発言しているのである（甲11・4頁、[]調書5～6頁）。[]氏も、改めて、記憶の変容について強く否定し、警察からそのような発言がされたことを、その直後から問題視し、その場で発言者本人や別の制服警官に問題提起するなどしているというのであり（甲44：新陳述書）、記憶の変容が生じるなどあり得ないというべきである。

カ 小括

以上のア～オにより、[]氏の供述について、「[]警部補及び[]巡査長の供述を上回る信用性があるとまでは認め難い」との結論に理由がないことは明らかである。

(2) 「(2) 本件公園における事情聴取の経過に関する本件警察官らの対応について」
に対し

5 原判決は、控訴人らの、「本件公園において、本件警察官らが訴外男性の人種差別発言を咎めず、原告らに現場説明をさせなかった」旨の主張を排斥するが、理由がない。

前項で述べた通り、■■■■共述には、■■■■警部補及び■■■■巡査長の供述を上回る信用性があると認めるべきである。

10 とりわけ、■■■■氏は、本件警察官らが、訴外男性の人種差別的発言を咎めなかったことを一貫して問題視し、■■■■警部補の控訴人子に対する言動と合わせて本件警察官らによる人種差別という特異体験として強い記憶に残っているというのであって、当該供述部分は十分に信用できる。

15 したがって、■■■■巡査長らに「なぜ止めないんですか、止めたほうがいいんじゃないですか」（■■■■調書3頁・10～11行）と言ったのに警察官らが訴外男性の差別発言を制止しようとしなかった事実が認められるべきであり、また、■■■■氏が「男性は、私服警察官の前でも差別的な発言を続けていたんですか。」との問いに「はい。」と答えており（■■■■調書3頁・10～11行）、■■■■警部補及び■■■■巡査部長が到着後も警察官らが訴外男性の人種差別発言を静止しなかった事実も認められるべきである。

20 また、上記(1)記載のとおり、■■■■氏は、■■■■警部補が「どうせおまえが蹴ったんだろう、おまえ本当は日本語しゃべれるんじゃないか、ということを強い口調で言っていました。」（■■■■調書5頁・23～25行目）という一貫した供述は信用できるところ、かかる■■■■警部補の供述から明らかなとおり、本件警察官らは皆、当初から控訴人子が蹴ったとの決めつけがあったといえ、控訴人らに
25 現場説明をさせなかった事実も認められるべきである。

原判決は、「■■■■においても、原告子が■■■■警部補を始めとした本件警察官

らに対して積極的に説明をしようとしていた旨や原告子の説明を本件警察官らが遮ったり、ましてや、[REDACTED]警部補において原告子の手を叩いて下に押しやるなどといった所為があった旨の供述はしていない。」と判示するが、それは[REDACTED]氏にそのような質問がなされなかったからに過ぎず、[REDACTED]供述と矛盾する事実とは言えないというべきである。

なお、原判決は、写真撮影当時、控訴人子は「ピースサインをするなどしており、本件警察官らに対して緊張や怯えの感情を抱いていたとまでは認めがたい」としているが、甲44「意見書」のとおり、当該ピースサインは条件付けられた反応に過ぎず、このような認定は誤りである。そもそも、乙6号証の写真が撮影されたのは、警察署内の密室で、しかも、控訴人子からすれば外国人の、複数の言葉が通じない男性警察官らに囲まれている状況であったことについては、当事者間に争いがないところ、このような状況で、3歳の女兒である控訴人子がピースサインをしていたことをもって「緊張や怯えの感情を抱いていたと認めがたい」と認定することは、社会通念上の一般感覚からも著しく乖離するものである。事件後、控訴人子が心的外傷後ストレス障害疑いと診断されている（甲7の1、甲7の2）ことも併せ考えると、写真撮影当時、控訴人子が緊張や怯えの感情を抱いていたとみるのが自然である。

加えて、原判決の認定は、前項エのとおり、控訴人子は警察署において[REDACTED]警部補と2人きりで事情聴取を受けた際には泣き出していること（甲38・5頁・35行目（下から2行目）、原告母調書8頁）を無視した事実認定と言わざるを得ない。

(3) 「(3) [REDACTED]警察署における事情聴取の経過に関する本件警察官らの対応について」に対し

ア 「ア 原告らの主張①について」に対し

原判決は、「原告らにおいて、積極的に[REDACTED]警察署への同行に同意したとか、

これに協力したとまではいえないまでも、[redacted]警部補らが、原告らが明確に拒絶しているにもかかわらず、強制的に原告らを[redacted]警察署に連行したとまでは認められない。したがって、原告らの主張①は採用することができない。」

(原判決30頁・3行目～31頁・1行目)と認定する。

5 しかしながら、原判決のいう「強制的な連行」の具体的な意味内容は定かではないが、そもそも、仮に、何らの令状もない中で「明確に拒絶」を続けている私人を、物理的または意思を抑圧する言動を用いて「強制的に」、「連行した」という行為が行われたとすれば、それは拉致や監禁の類いの犯罪で公務員としての職務行為以前の問題であり、控訴人らは、当然ながらそのような極端な主張

10 張をしているのではない。

「帰宅したい」という控訴人らの意に反する本件警察署への連行について、上記のような極端な強制性に至らないとしても、任意性が欠ける違法な連行はありうるところ、控訴人らは、そのような任意性の欠ける連行をもって実質的に「強制的な連行」があったと主張するものであり、実際、以下(γ)～(ε)に述べるとおり、控訴人らの本件警察署への同行は、任意性が欠ける違法な連行である。

15 (γ) この点について、一方当事者が警察ではない事件類型、例えば、消費者事件や労働事件では、当事者間の力関係や情報格差がある場合の意思表示の解釈について、裁判所においても、弱者側が真意に基づいて意思表示したかが慎重かつ丁寧に認定される傾向にある。

20 例えば、消費者事件については、法制度自体が、「当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと」自体について意思表示に瑕疵あるものとして取消事由としている(消費者契約法4条3項2号)。

25 加えて、「消費者と事業者との間の構造的格差を意識した訴訟指揮や判断

をして欲しい、同種事案が数多くあることを踏まえた判断をして欲しい、消費者特性を意識した判断をして欲しい」（司法研修所編「現代型民事紛争に関する実証的研究－現代型契約紛争(1)消費者紛争」31頁）との意見を踏まえ、そのような訴訟指揮や判断がなされているといえる。

5 また、労働事件においては、最高裁も、山梨県民信用組合事件（最判平成28年2月19日・民集70巻2号123頁）において、「労働条件の変更に対する労働者の同意の有無については、当該変更を受け入れる旨の労働者の行為（同意書への署名・押印等）の有無だけでなく、当該変更により労働者にもたらされる不利益の内容及び程度、労働者により当該行為が
10 されるに至った経緯及びその態様、当該行為に先立つ労働者への情報提供又は説明の内容等に照らして、当該行為が労働者の自由な意思に基づいてされたものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するか否かという観点からも判断されるべき」とされている。

 この判例の趣旨は、労働者と使用者の関係だけではなく、情報量や判断
15 能力に非対称性のある当事者間において、弱者の側にとって不利益となる法律行為をするに際しても妥当するものである。

(4) しかし、残念ながら、本件のような一方当事者が警察である事件類型においては、警察が対象者が明確に動向に拒否の姿勢を示していてもそれを覆すまで説得し、結果として対象者が同行せざるを得ない状況においても、
20 安易に「承諾」を認定し、結局、対象者が警察に同行しさえすれば「承諾」があったと扱う認定がなされることが多いと言わざるを得ない。

 原判決もまさしくそのような安易な認定がなされたものといえ、控訴審においては、本件の特殊性、すなわち一般に警察と市民との力関係に大きな差があることに加えて、対象者である控訴人母が日本語を解さず日本の
25 法知識に乏しい外国人であり（この点で当事者間には「二重の」格差がある）、さらに複数の屈強な男性警察官と当時3歳の娘を連れた母親という意

味で男女差にとどまらない立場の差もある（この点で当事者間には「三重の」格差がある）事案であることを前提に、「承諾」が任意でなされたものかについては、慎重かつ丁寧な審理・判断がなされるべきである。

5 (ウ) そして、控訴人母は、「娘がおなかをすかせてますし、おしめも取替えないといけないし、あと、子供もう1人いるので、もうすぐ学校の帰りですから、彼は精神の病気、不自由です。精神的な病気を持っているので、帰りたいと言ったんです。」と述べ（原告母調書5頁・6～9行目）、また、
10 ■■■氏も、控訴人母が「障害がある子どもがいるので、1度帰りたい、帰らせてくれ」と述べ、これを通訳して警察に伝えた旨、控訴人母と概ね一致した供述をしている（■■■調書7頁・13～24行目）。これに対し、■■■
15 ■■■警部補は、「通訳の方からは、同意したというふうに聞いています。」と、■■■氏が伝えたという内容と異なる供述をしている（■■■調書5頁・13～14行目）。

この点、原判決は、「原告らに対し、■■■警察署への同行を求め、原告らがこれを承諾した」（同30頁・18～19行目）という■■■警部補の供述の引用に続き、「■■■氏も、原告母において帰宅を希望した旨を供述するものの、原告母が同行を拒否していた旨は供述していない」（同30頁・20～22行目）と指摘して、■■■警部補や■■■氏の供述を、本件警察署への同行について、任意性が問題なかったという趣旨で取り上げる。

20 しかしながら、■■■氏は「障害がある子どもがいるので、1度帰りたい」という、本件警察署への同行を具体的な理由を示して断る控訴人母の意向を通訳したと供述しているのであり、それにもかかわらず「同行を拒否していた旨は供述していない」と、あたかも■■■警部補の供述と一致しているような原判決の認定は、■■■氏の供述を曲解するものであり不当である。
25 ■■■氏の供述は、控訴人母の供述と一致するものとして、控訴人母の供述の信用性を補強する供述と考えるのが自然かつ合理的である。

一方、[]警部補は、「障害がある子どもがいるので、1度帰りたい」と伝えたという[]氏の供述に全く言及することなく「通訳の方からは、同意したというふうに聞いています。」と供述するのみで、帰宅を希望していたという原告母の言い分をなかったことにする不自然不合理なもので、当該[]警部補の供述は信用性が欠ける。

以上によれば、控訴人母は、[]氏を通じて、少なくとも「障害がある子どもがいるので」という具体的な理由を示して、警察署への同行を明確に拒否していたと考えるべきである。

これに対し、本件警察官らは、控訴人母に対し、任意であることを説明することもなく、控訴人らのその後の予定や都合も確認することなく（[]調書11頁）、暑い日中に公園で3歳の娘を連れて遊ばせていた母親に、娘の体調を何ら気遣うこともなく、すなわち、控訴人らの事情を全く配慮することなく、帰宅を聞き入れずに警察車両に同乗させて、本件警察署へ連行したのである（原告母調書5頁・4行目～6頁・1行目、[]調書7頁・13～24行目）。

- (x) 以上のとおり、控訴人らと本件警察官らの間の力関係に大きな格差があることに鑑み、控訴人母による「承諾」が任意でなされたものかについては、慎重かつ丁寧な審理・判断がなされるべきところ、上記(ウ)のとおり、控訴人母は、「障害がある子どもがいるので、1度帰りたい」と明確に帰宅希望を伝えていたのであり、それにもかかわらず帰宅の希望を聞き入れず、すなわち、有無を言わずに本件警察署へ連行したのであって、これについて控訴人母の任意の承諾があったとは到底言えない。

したがって、本件警察署への連行は、帰宅したいという控訴人らの意に反する連行というべきである。

イ 「イ 原告らの主張②について」（原判決31頁・2～19行目）に対し

原判決は、「本件全証拠を子細に検討しても、原告母が写真撮影に対して積極的に異議を留めていたことを認めるに足りる的確な証拠はない」（同31頁16～17行目）として、写真撮影は承諾無くして行われたという控訴人らの主張を排斥している。しかし、ここでも原判決は、その導きたい結論につながるように、控訴人らの主張を曲解して判断するという愚を犯している。原告らは、写真撮影について積極的に異議を留めていたにもかかわらず警察官が撮影した、などという主張はしていない。

控訴人母の主張はつまり、容貌の写真を撮影することは、当然、任意のはずであるところ、そもそも控訴人らは写真に撮られることを望んでおらず、もし児童相談所への通告に用いられることが分かっていたら、写真に撮られること拒否したというものであり（原告母調書11頁・10行目）、帰りたいという希望を既に拒絶され、意に反して本件警察署の狭い一室に連れて来られた状況下で、警察官の写真撮影の申し出を強く拒否することは困難であった（原告母調書10～11頁）ことを踏まえ、任意であるとの説明もなく、また、その理由について「記録のため」と述べただけで、控訴人らの写真を撮影した行為が、控訴人らの任意性を踏みにじる不当な職務執行であったと主張しているのである。

そもそも、「積極的に異議を留めていたことを認めるに足りる的確な証拠はない」などという、積極的に異議を留めていなければ承諾があったことになるかのような認定手法自体、およそ昨今のハラスメント一般に対する厳しい風潮を理解しない前時代的な手法といわざるを得ない。被害者において積極的な異議を述べるのがそもそも困難な状況下においては、いかにしてその任意の承諾を確認したかが重要なのであって、仮に百歩譲って、 巡査部長が供述するように「I want to take your picture OK?」と尋ねて「オーケー」「イエス、サー」という回答があり拒否する様子をみせなかったとしても（ 調書5頁・8行目）、控訴人らはそのような反応しか出来なかったのである。

警察署の小部屋に連行された直後に、撮影を拒否できることも告げられず、写真の使用目的も告げられず、控訴人母が2回も「なぜ」と聞いていることにも回答がない中で、控訴人母が積極的に異議を述べなかったから控訴人らが承諾していたかのごとき認定は、現場の状況や当事者間の力関係を度外視した、乱暴な事実認定と言わざるを得ない。なお、原判決がここでも用いる控訴人子のピースサインが何ら控訴人子の同意を意味するものでないことは、甲44号証（意見書）のとおりであり、この点は既に述べた。

ウ 「ウ 原告らの主張③～⑤について」（原判決31頁・20～35行目）

に対し

(ア) 「③本件補導室において…原告らに対し、原告子が訴外子を蹴ったと認めるように迫った」ことに関する原判決の指摘

原判決は、控訴人子が[]警部補に対し「[]警部補を含む5名の警察官に取り囲まれた」（同31頁・21～22行目）こと、「I did not kick anyone」（*代理人注：私は誰のことも蹴っていない）と言っていたにもかかわらず、原告母に対し、原告子が訴外子を蹴った事実を認めるよう迫った」（同31頁・22～24行目）ことや「[]警部補から、“I believe him（判決注：訴外男性を意味する。）. He（判決注：同前） is right” などと言われた」（同32頁・2～4行目）とする控訴人母の供述について、以下のとおり指摘し、これを認定していない。

i. 「複数の警察官らが聴取対象者を取り囲み、聴取対象者に不利益な事実を認めるような態様で事情聴取をすれば、実体的真実の判明からは遠ざかり、また、聴取対象者の供述の信用性が低下する事態になることは容易に想定されるところ、[]警部補らにおいて、かかる事態が想定し得るにもかかわらず、なおも上記のような態様で事情聴取を行うに至った動機や必要性が存したことを認めるに足りる的確な証拠は見い出せない」（原判決32頁・

8～14行目)

ii. 「全体として、事情聴取の状況に関する原告母の供述にはあいまいな部分が残る」(同・20～21行目)

5 (イ) 原告ら主張③に関し原審の指摘する上記事由が控訴人母の供述を否定する理由として不十分であること

i 上記iについて

10 この点、まず、上記iについて、複数の警察官らが聴取対象者を取り囲み、聴取対象者に不利益な事実を認めるような態様で事情聴取を行えば、原判決の指摘するような弊害が生じ得ることは、誠にその通りである。しかし、本件で[]警部補らにそのような取調べを行う動機や必要性があったことを指し示す証拠が見い出せないとの点については、具体的事情を踏まえた検討を放棄し、行政の無謬性に依拠する思考停止の認定という謬りを免れない。

15 まず、原判決は、[]警部補らに不当な取調べの動機や必要性があったことを指し示す証拠がないという。

20 しかしながら、子細に本件の事実経過を追えば、本件公園で訴外男性の申し立てた本件滑り台上のトラブルは、そもそも刑事事件として立件できる性質のものではなく、これに対応する警察官としては、刑事事件における事情聴取のような、実体的真実の判明や、後の刑事裁判を想定した証拠能力や信用性を意識した供述録取書の作成などは必要とされない性質のものであった。

25 そのため、本件警察官らとしては、控訴人らに対し、任意性に疑いが生じないように慎重な事情聴取を行う動機が生じにくい客観的な状況があった。むしろ、防犯カメラの映像や第三者的な目撃者など、本件滑り台上のトラブルに関する客観的な証拠が乏しい中、本件公園で、大声で騒ぎ立て

る訴外男性の意向に沿うように、控訴人らに訴外男性の言い分を認めさせる方が、本件警察官らにとって簡易な処理であるとさえ言える。

そして、かかる方針で訴外男性からの申し立てを処理されることについて、控訴人らに対する本件警察官らの無意識の偏見や権利の軽視という無意識のバイアスが働いた可能性も十分に考えられる。

したがって、本件の客観的な事実経過からして、少なくとも、本件警察官らが控訴人らを事情聴取するにあたり、「実体的真実の判明からは遠ざかり、また、聴取対象者の供述の信用性が低下する事態になる」ことを避けようとする動機が働くより、むしろ、簡易な処理のために、控訴人らの国籍や民族的属性、年齢、性別、同日の体調や予定等に配慮して慎重に意見を聞くのではなく、同人らに対して、訴外男性の言い分を認めさせる方針をとる動機が生じうると言える。

ii 上記 ii について

次に、上記 ii については、控訴人母の供述に「あいまいな部分」があることを持って、信用性を貶めるものであるが、控訴人母が当時置かれていた客観的状況（少なくとも、当事者間に争いのない事実として、初めて訪れた警察署の一室で、複数人から長時間に渡り事情聴取を受け、その間、昼食も食わず、トイレにも控訴人子のオムツ替えもしていないこと、さらに、本件滑り台上のトラブルについて、控訴人子から目を離しておらず、控訴人子は訴外子を蹴っていないという説明を受け入れてもらえていないこと等）は、控訴人母の供述と整合するものである。

そして、原審が指摘する「あいまいな部分」とは、具体的には、「取り囲まれていた時間」についての正確な記憶がないことや、「誰が原告子に対して質問をしていたか」覚えていないという点が挙げられているに過ぎない。

このような「あいまいな部分」については、上記客観的な状況に置かれた控訴人母にとって、慣れない環境下での緊張や、身体的・精神的疲労があったことが容易に想定されるところ、正確な記憶を供述できるということの方がむしろ不自然である。具体的に見ても、「時間」の短長の記憶は、誰であっても、客観的な測定が可能な機器を使用でもしない限り身体感覚のみで正確に把握し、記憶することはそもそも不可能であり、また、「取り囲まれていた時間」については、警察官は入れ替わりがあった可能性があることからすれば、より正確な把握や記憶は難しい。さらに、「誰が原告子に対して質問をしていたか」については、新型コロナウイルス流行下の令和3年6月1日当時、控訴人らも、■■■■氏も、本件警察官らも皆マスクをして顔全体が分からない状況であったことも鑑みれば、いずれも警察官という同じ身分の本件警察官らであり、当然、自己紹介もないままで初めて会ったに過ぎない状況下であって、控訴人らの原審における求釈明にも関わらず（原告第1準備書面・2頁）、同日の数時間の事情聴取以降、約2年半が経過した証人尋問の日まで、その容貌が開示されなかったことも鑑みれば、「誰が原告子に対して質問をしていたか」を覚えていないとしても、何ら不自然ではなく、控訴人母の、その余の一貫した供述の信用性を減殺するものでは決してない。

(ウ) 控訴人母が述べる特異かつ具体的な体験について

なお、原審は、「■■■■警部補から、“I believe him（判決注：訴外男性を意味する。）．He（判決注：同前） is right” などと言われた」とする控訴人母の供述の信用性評価に当たって、特異な発言であり、敢えて通訳を介さずに述べたという発言の具体的かつ生々しさを何ら考慮に入れていない。

本件警察官らは、控訴人らの事情聴取にあたって電話通訳を用いており、本来、控訴人らに対する質問や意見等の意思疎通は全て日本語で足りるべきところ、控訴人母にとって、事情聴取を担当した警察官が敢えて英語で発言

したと虚偽を述べる理由は全くない。

そして、■■■■通訳員による通訳要請受理簿には「付近のベンチに座ってずっと見ていたが、娘は蹴ったりしていない」(乙1)、「母親は子供から目を離れた瞬間が数秒でもなかったかと尋ねるも、ずっと娘を見ていたが娘は蹴っていないとの主張は変わらず」(乙2)と記載されているとおり、控訴人母は、
5 一貫して、控訴人子を見ていたが、控訴人子は訴外子を蹴っていないと主張しているものであり、それにもかかわらず、控訴人らの主張を受け入れることなく、控訴人子が訴外子を蹴ったかどうかに関する事情聴取を長時間続けていることからして、事情聴取を行った担当警察官において、控訴人らではなく、
10 訴外男性の言い分の方を信用していた傾向があると考えるのが自然である。実際、上記通訳要請受理簿には、「目(代理人注：目撃者)の説明を考慮すると通報者(代理人注：訴外男性)」(乙1)、「すべり台の頂上にあるアーチにぶら下がったときに足が男の子にあたったものと考えられる」(乙2)と記載されており、通訳として間接的に当該事情聴取に関わったに過ぎない■■■■

15 ■■■■通訳員においてさえも、訴外男性の言い分の方を最初から最後まで信用していたことが窺えるのであり、直接事情聴取を行った担当警察官において、訴外男性の言い分を信用している旨発言することは、十分に考えられる。

したがって、事情聴取を行った担当警察官において、“I believe him (判決注：訴外男性を意味する)。He (判決注：同前) is right” という認識が示
20 されても、全く不自然な状況ではなく、むしろ、長時間に渡り事情聴取が続けられたという客観的な状況に整合するものであって、これに関する控訴人母の供述は、十分に信用に値する。

(x) 小括一原告ら主張③に関する控訴人母の主張

25 以上のとおり、原判決は、控訴人子が■■■■警部補に対し“I did not kick anyone”(＊代理人注：私は誰のことも蹴っていない)と言っていたに

もかわらず、原告母に対し、原告子が訴外子を蹴った事実を認めるよう迫った」ことや「警部補から、“I believe him（判決注：訴外男性を意味する。）．He（判決注：同前） is right” などと言われた」とする控訴人母の供述につき、原判決の指摘する上記 i や ii の事情は、その信用性を否定するものではなく、むしろ、本件で争いのない事実経過や客観的状況に整合するものであり、供述の具体性や生々しさ、特異性という点でも信用できる。

そして、仮に、警察官の具体的な数や、発言者の特定に関しては、警察署という慣れない環境下で、数時間の一度きりの体験であること、精神的・身体的に疲弊していたこと等からして、その記憶に多少不正確なことがあったとしても、控訴人母の供述の根幹部分の信用性を何ら毀損するものではない。

したがって、少なくとも、控訴人らが、控訴人子は訴外子を蹴っていないと主張していたにもかかわらず、これが本件警察官らに受け入れられることはなく、複数人で長時間の事情聴取が続けられ、その間の本件警察官らの対応は訴外男性の言い分の方を信用するものであって、発言者が警部補か巡査長かはさておき、事情聴取を行った担当警察官において、“I believe him（判決注：訴外男性を意味する。）．He（判決注：同前） is right” と発言するなどして、訴外男性の言い分が真実であるかのような態度をとったという控訴人母の供述の根幹部分は十分に信用に値する。

(オ) 「④原告母の承諾なく原告子につき単独で事情聴取した」ことに関する原判決の指摘

原判決は、事情聴取の途中で、「警部補から、乱暴な口調で原告子を残して本件補導室から出るように求められて同室から追い出され、承諾のないまま12分以上にわたって、原告子だけで事情聴取が実施され」たこと、その間「に電話をして助けを求めた」とする控訴人母の供述について（同31頁・24行目～32頁・2行目）、以下のとおり指摘し、これを認定

していない。

iii. 「原告母が[]に対して電話を掛けたのは午後4時23分頃からの12分」であるところ、[]通訳員による通訳業務の過程で作成された通訳要請受理簿の事情聴取の実施時間という客観的事実については機械的に記入されるため、その間は事情聴取が行われておらず、[]との「通話時間である約12分に原告子が単独で事情聴取を受けていた旨の原告母の供述部分は客観定事実に反する」(同32頁・22行目～同33頁・12行目)、

iv. 「午後4時23分頃から原告母と電話した際、原告子が連れていかれ、一人で話を聞かれている、パニックになって原告子を一人にすることを拒絶できなかったなどと伝えてきた」、「当該電話越しに男性の声で『電話かけてるのわかってるよー、別々に話聞かないと』などと聞こえてきた」、「同じ日の夕方頃、[]警部補から、電話で、原告子が訴外子を蹴ったと聞いているのであれば、原告母を説得してもらいたいなどと言われた」という控訴人母の供述と整合する[]の供述は、「原告ら代理人の質問に回答するという形式の原告ら代理人作成に係る供述録取書であり、被告の反対尋問等の正確性の吟味、検証を経たものではないことも併せれば、[]の上記供述を持って原告母と[]との通話がされた時間帯に原告母が単独で事情聴取を受けていたと認めることは困難」(同・20～21行目)

(カ) 原告ら主張④に関し原審の指摘する上記事由が控訴人母の供述を否定する理由として不十分であること

上記ivのとおり、原判決は、[]氏の供述を録取した聴取報告書(甲10)における[]供述の信用性について、「代理人ら作成にかかる供述録取書」であり、反対尋問による正確性の吟味、検証を経たものではないなどの理由で「([]供述にある控訴人子の単独聴取の時間を)認めることは困難」(原判決33頁・26行目)と結論している。

しかし、当該聴取報告書は、ケースワーカーという、本件とは何らの利害関係もない中立的な立場にある者に対し、事件からわずか2週間後の記憶が新鮮な時期に、「電話はどんな内容だったか」というオープン形式の問いかけを行い、■■■■氏は持参した当日のやり取りを記載したメモを確認し、具体的

5 な回答をした結果をそのまま記載したものであって、控訴人ら代理人が作成したという作成経緯の影響は少なく、容易にその信用性を否定できるものではない。

さらに、原審における控訴人らの■■■■氏の供述に基づく主張に対し、証人として■■■■氏を申請することなく、反対尋問権を放棄したのは被控訴人東京府である。裁判所は職権で証人尋問をすることも可能だったのであり、当事者が求めすらなかった反対尋問を経ていないことをもって、控訴人らに不利益な認定に用いることは不意打ち的な判断であり、手続上の公平性に強い疑いを抱かせる不当な判断手法である。

10

警察官らが被告人子を単独で取り調べた際の状況については、■■■■氏の供述にあるとおりであり、警察官らが「電話かけてるのわかってるよー、別々にきかないと」と控訴人母に対して大きい声を発したり、■■■■氏に「説得してくれないか」などと電話で要求してきたというのが事の真相である。■■■■供述を不当に排除して行われた原判決事実認定の誤りは明らかである。

15

なお、原審が、貴重な■■■■氏の供述を信用性が低いからと切り捨てるのであれば、控訴審において存分に■■■■氏に対する尋問を行われたく、控訴人らは■■■■氏の証人尋問を請求する予定である。

20

一方で、上記Ⅲに関して、通訳要請受理簿（乙1、2）に記載された事情聴取の実施時間については、仮に機械的に記載される事項であるとしても、作成者は警察組織における通訳員であり、第三者である■■■■の供述の信用性を上回る状況的保証が担保されているとは言い難い。

25

(キ) 原告ら主張④に関し控訴人母の供述の信用性は本件警察官らの供述の信用性を上回るものとは言えないこと

一方で原判決は、控訴人母を取り調べた際の状況について本件警察官らの供述について、■■■■通訳員もこれと同趣旨の供述をしている」(同・12行目)、■■■■通訳員も上記■■■■巡査部長の供述とおおむね一致」(同・25～26行目)していることをもって、控訴人母の供述について「相互に一致した供述を上回る信用性があるとまでは認め難い(35頁5行目)として、取調の状況に関する控訴人らの主張を全て排斥している。

しかしながら、控訴人母の供述に関する原審の評価が誤りであり、控訴人母の供述は十分に信用できるものであることは上記のとおりであるところ、これに対して、本件警察官らや■■■■通訳員の供述が一致することについては、本書面で繰り返し述べるとおり(上記第2の1の(6)のオ、後記第2の2の(4)のウ)、口裏を合わせの動機があり、またそれが容易であって、実際に、本件警察官らの供述には不自然なまでに経緯や発言が一致している点が指摘できること等からして、本件警察官らの供述が■■■■通訳員の供述と「同趣旨」ないし「おおむね一致」していることをもって控訴人母の供述よりも信用性が認められるかのような判断は、あまりに表面的かつ安直な判断により、事実を誤認したものといえる。

(ク) 「⑤原告母が要望したにもかかわらず、食事の機会やトイレ及びオムツ交換の機会を付与しなかった」ことに関する原判決の指摘

原審は、本件警察署での事情聴取において、控訴人らが要望したにもかかわらず、食事の機会やトイレ及びオムツ交換の機会を付与しなかったという控訴人母の供述も否定しており、これに関連して以下のとおり指摘する

v. 「原告らは、■■■■警察署に到着後に、自動販売機で飲料を買っており、また、原告母は、事情聴取と途中で■■■■と所持の携帯電話で通話するなどし

ていたことが認められるのであって、このことは、原告母の前示の供述とは合理的に整合しない」(同34頁・2～5行目)

(㌾) 原告ら主張⑤に関し原審の指摘する上記事由が控訴人母の供述を否定する理由として不十分であること

しかしながら、上記㍁については、控訴人らの体験した具体的事情に鑑みれば、控訴人母の上記供述と全く矛盾するものではない。

具体的には、まず、控訴人らが本件警察署に到着した際に自動販売機で飲料を購入した点については、争いようのない客観的事実として、本件警察署には自動販売機が設置されている。すなわち、控訴人らは、本件警察署到着後に自由な行動を許されて飲料を購入したわけでも、本件補導室からの自由な退出を許されて飲料を購入したわけでもなく、本件警察署に到着後、本件補導室に連れて行かれる経路上にたまたま自動販売機があったために、せめて水分を取りたいと考えた控訴人母の咄嗟の行動により、購入ができたというに過ぎないのである。このような控訴人母の行動を拒否することは人道上も法律上もあり得ないのであり、本件警察官が、これを拒否しなかったとしても、控訴人母が、本件警察署で自由な行動を許されていたということにはならず、控訴人母の供述と矛盾する点は皆無である。

また、「事情聴取の途中で■■■■■に対して所携の携帯電話で通話」したという点についても、当事者間で争いのない事実として、控訴人母は、当時3歳の控訴人子を残して本件補導室から退出し、控訴人子が単独で事情聴取の対象者となる特異な状況下に置かれ、その間、自身は本件補導室の外で事情聴取をされていたわけではなかったのであり、そのような特異かつ一時的な状況下で、自分の携帯電話を使って■■■■■に電話ができたという事情をもって、本件警察署で自由な行動を許されていたということにはなり得ない。なお、控訴人母は、証人尋問において、原審被告指定代理人から「■■■■■警察署の中で

携帯電話は自由に使えていましたね」という質問に「はい、使えました」と答えているが、控訴人母は、自身が控訴人子とともに本件補導室で事情聴取を受けている最中は、通話はしていない。

5 以上のとおり、控訴人らは、本件警察署で事情聴取を受けている間、自由に行動できる状況下になかったのである。

したがって、控訴人母が要望したにもかかわらず、食事の機会やトイレ及びオムツ交換の機会を付与されなかったという控訴人母の供述が、上記vの指摘する事情と「合理的に整合しない」とは言えない。

むしろ、争いのない客観的事実として、控訴人らは、本件警察署に3時間
10 以上滞在している間、同日昼ごはんを食べていないにもかかわらず、食事を摂らず、また、トイレ及びおむつ交換をしていない。この間に、控訴人母が、これらを要求したにもかかわらず、受け入れられることなく事情聴取が進められたと考えるのが自然である。なお、仮に、不自然ながらも、控訴人母が、これらの要求をしていなかったとすれば、それだけ、控訴人らは自由な意思表示
15 表示ができない抑圧的な状況下にあったと考えざるを得ない。

(4) 「(4) 原告個人情報の訴外男性への提供経過について」(原判決35頁・10行目～36頁・12行目) に対し

20 原判決は、控訴人らの「原告らは、原告個人情報を訴外男性に通知することについて承諾しておらず、[]警部補は、原告母の承諾のないまま、原告個人情報を訴外男性に提供した」との主張につき、控訴人母の供述は「いささか不自然、不合理と言わざるを得」ず(35頁・21～22行目)、「[]巡査部長及び[]通訳人の相互に一致した供述を上回る信用性があるとまで認め難い」(36頁・7～8行目)とし、「他に本件全証拠を子細に見ても、原告個人情報の訴外男性
25 への提供について控訴人母が承諾していなかったとの事実を認めるに足りる証拠はない」(同・9～11行目)として、控訴人母の当該主張は採用できないとす

る。

しかしながら、以下に述べるとおり、原判決が「不自然、不合理」とする控訴人母の供述部分は、そもそも控訴人母の供述を取り違えるものであって、控訴人母の供述を正確に把握すれば全く不自然不合理ではなく（後記ア）、これに対して、■■■■ 巡査部長や■■■■ 通訳人の供述が一致することは、何ら同人らの供述の信用性を高めるものではない（後記イ）。それどころか、上記第2の1の(6)のオ記載のとおり、原判決は、■■■■ 巡査部長の供述に関する不自然不合理な点について、原審における控訴人らの主張（原告第8準備書面・42～45頁）を取り上げず、全く検討すらしていない。（後記ウ）。

加えて、訴外男性が控訴人らに対して人種差別的な文言で激しく罵倒・侮辱し攻撃していた人物であることや（後記エ）、原判決が取り上げない控訴人母の一貫した供述（後記オ）を踏まえれば、控訴人個人情報を訴外男性に通知することについて承諾していないという控訴人母の供述は真実を述べるものとして信用できるのであり、原判決の上記認定は誤りである。

ア 原判決の取り上げる控訴人母の供述について

原判決は、控訴人母の供述について、「2回目の事情聴取に際し、■■■■ 巡査部長から、訴外男性に原告母の電話番号を伝えたいので教えてもらいたい旨打診されたが、これを承諾しなかったところ、電話番号を教えるまでは事情聴取は終了しないし、帰宅を許すこともないなどと言われた旨供述する」と控訴人母の供述を要約し、「原告らの連絡先については、原告母において外国人として本邦に適法に在留していた以上、関係資料を調査することで容易に判明する事柄であるから、電話番号を教えるまでは事情聴取は終了しないし帰宅もさせない旨を■■■■ 巡査部長が述べたというのは、いささか不自然、不合理といわざるを得ない。」として（原判決35頁・14行目～22行目）、控訴人母の供述の信用性を貶めている。

しかしながら、原判決による上記の控訴人母の供述の要約部分は、控訴人母の供述の根幹を取り違えるものである。

すなわち、警察が控訴人母に対し、訴外男性に「連絡先」を教えてよいか了解を求めたことは■■■■巡査部長も認めるとおりであるところ（■■■■調書20頁）、
5 これに関し、控訴人母は「警察は、その人にあなたの電話番号を教えたいので、彼から連絡がある。そのうちあるから、電話番号を教えてって。」と証言しているとおり（原告母調書11頁・14～15行目）、控訴人母が拒絶していたのは、訴外男性に「連絡先」を教えること、ないし訴外男性に「連絡先」を教えるために警察に「連絡先」を教えることであって、訴外男性に伝わるかどうかにか
10 かわらず警察に「連絡先」を教えるよう求められ、それを拒否したために帰宅を許されなかったと供述しているわけではない。

実際、本件警察官らは、本件公園で控訴人母に対して在留カードの提示を求め、これを確認して氏名、住所を把握するとともに、電話番号についても聴取が済んでおり、その後、本件警察署で事情聴取が終わる頃に、控訴人母と■■■■
15 巡査部長との間で、警察に「連絡先」を教えること自体が問題となるはずもない。したがって、警察に「連絡先」を教えること自体を拒否していたという趣旨で、控訴人母が、■■■■巡査部長の要望を拒否しするなどあり得ない。

このような、控訴人母が置かれた立場や控訴人母が拒絶していた趣旨（訴外男性に「連絡先」が伝わること）に鑑みれば、控訴人母が「番号を教えるまでに、家に帰さないとか」（原告母調書11頁・19行目）、「警察は番号を教えなかったら家に帰れない、そのようなことを言っていた」（原告母調書12頁・13～14行目）と証言しているのは、警察を通して訴外男性に「連絡先」を教えることを拒否するのであれば家に帰さないと言われたという意味の証言であることは明らかである。

したがって、控訴人母の供述の意図が、警察から訴外男性に「連絡先」を教えることを了承することを求められ、それを拒否したために帰宅を許されなか

ったと供述しているものであり、かかる供述を前提とすれば、原判決の「原告らの連絡先については、原告母において外国人として本邦に適法に在留していた以上、関係資料を調査することで容易に判明する事柄であるから、電話番号を教えるまでは事情聴取は終了しないし帰宅もさせない旨を■■■■巡査長が述べたというのは、いささか不自然、不合理といわざるを得ない。」という控訴人母の供述の評価は、全般的な外れという他ない。

イ ■■■巡査部長の供述の不自然不合理な点について

上記第2の1の(6)のエ記載のとおり、控訴人母に対し、民事訴訟を起こしたいと言っている訴外男性へ連絡先を教えてよいか確認を求めたところ、控訴人母は「教えなければトラブルが終わらないので仕方ない」と言って承諾した旨の■■■■巡査部長の供述（乙12・4頁、■■■■調書18・5行目～7行目、同22頁・2行目～9行目）につき、看過できないほど著しい不自然、不合理な点が存する（原告第8準備書面・43頁～45頁にて詳述）。

■■■■巡査部長の当該供述は、控訴人母が、訴外男性へ連絡先を伝えることを承諾したという重要な場面に関する控訴人母の言動という、極めて重要な供述であって、■■■■巡査部長の当該供述が不自然、不合理で信用できない以上、控訴人母がこれを承諾という■■■■巡査部長の供述は、もはや、何ら信用できないものと言わざるを得ない。

ウ ■■■巡査部長及び■■■■通訳員の供述について

また、原判決は、■■■■巡査部長と■■■■通訳員が、一致した供述をしていることをもって、両名の供述の信用性を控訴人母の供述の信用性よりも上回るとしている（原判決36頁・2～8行目）。

しかし、■■■■巡査部長と■■■■通訳員は、一方当事者というべき立場であって、■■■■巡査部長については、自らの違法行為が露見しないよう虚偽供述をする強

い動機があるし、両者は、警視庁という同一組織で働いており、口裏合わせは容易である。

そして、実際に、原審で被控訴人側証人となった[]巡査部長、[]警部補、[]巡査長は、いずれも「110番記録」ではなく、個々人の「記憶」に基づいて、訴外男性による110番通報の時間が午後1時16分であると分単位で正確に一致する証言をするなど、あえて被控訴人証人らで証言が一致するように入念に尋問準備をしていることは明白であり、被控訴人側証人らの供述が一致することは、何ら被控訴人側証人の信用性を高めるものではない。

加えて、[]巡査部長および[]通訳員の供述は、控訴人母が「承諾」という容易に口裏合わせができる結論部分においては供述が一致しているが、[]巡査部長が、控訴人母が承諾したという場面について「教えなければトラブルが終わらないので仕方ない」と言っていたと供述するのに対し、[]通訳員は、「裁判になれば仕方ない」と言ったと供述しており、訴外男性へ連絡先を伝えることを承諾したという重要な場面に関する控訴人母の言動という、極めて重要な点では、両者の供述は一致していない。

両者の供述は、[]巡査部長が、トラブルが「終わる」という控訴人母の認識を示すのに対し、[]通訳員は、「裁判」というこれから「始まる」ことが想定される紛争（トラブル）についての控訴人母の認識を示しているのであり、一致するどころか、トラブルが始まるか終わるかに関する控訴人母の真逆の認識を示す供述であると言える。

したがって、そもそも、[]巡査部長と[]通訳員は、同じ警察組織に属する被告側証人として口裏合わせが容易であり、仮に一致した供述をしたとしても、それ故に信用性が高まるとはいえないのであって、「承諾」という容易に口裏合わせができる結論部分が一致しているとしても、容易に信用できると評価することはできない。加えて、「承諾」という場面の控訴人母の認識に関する両者の供述は、真逆の認識を示すものであり、かかる観点からも信用性

が欠ける。

エ 訴外男性が控訴人らに対して人種差別的な文言で激しく罵倒・侮辱し攻撃していた人物であること

5 控訴人母にとって、訴外男性は、警察署での取調べの直前に、人の多い公園で人種差別的な文言で激しく罵倒・侮辱してきた極めて攻撃的な人間で、控訴人らにとって敵対的な相手方であり、また、恐怖の対象でもある。

10 当時、控訴人母は、8歳及び3歳の子を育てるシングルマザーの外国人女性であり、そのような訴外男性に対して、「連絡先」を教えることについて、何らメリットはなく、自分や家族を危険に晒すだけである

したがって、控訴人母が、訴外男性に対する個人情報の提供に承諾することについて、動機がないどころか、何が何でも拒否したいと考えて当然である。

オ 原判決が取り上げない控訴人母の一貫した供述について

15 控訴人母は、警察から、訴外男性に対して「連絡先」を教えることので了承を求められ、その「連絡先」は「電話番号」の趣旨であると受け止めて、私は日本語を話せない、訴外男性は英語を話せない、そのため電話番号を伝えても話
20 はできない旨理由を説明して拒絶したと一貫して供述している（甲38・6頁・30～31行目（下から7～6行目）、原告母調書11頁・14～16行目）。

訴外男性に対して「連絡先」を教えることを拒絶したことに関する控訴人母の説明は、具体的かつ合理的で自然であって、十分信用できる。

しかしながら、原判決は、控訴人母の上記一貫した説明を取り上げてすらおらず、控訴人母の供述の信用性評価として、不十分である。

25

カ 小括

上記のとおり、まず、控訴人母の供述について、原判決が指摘するような「不自然、不合理」な点はなく（上記ア）、むしろ、[REDACTED] 巡査部長の供述の方に、看過しがたい不自然、不合理な点が存するが、原判決は、その不自然、不合理な点について、控訴人らの指摘にもかかわらず、何ら検討すらしていない（上記イ）。

そして、控訴人母の供述と反する[REDACTED] 巡査部長や[REDACTED] 通訳員の供述について、原判決が指摘するように相互に供述が一致したとしても何ら信用性を高めるものではないところ、実際の一致部分は容易に口裏合わせが可能な「承諾」したという結論部分に過ぎず、その際の説明として真逆の控訴人母の認識を示すものであって、かかる観点からも[REDACTED] 巡査部長の供述は信用に値しない（上記ウ）。

また、訴外男性が原告らに行なっていた言動を前提とすれば、控訴人母には「連絡先」を訴外男性に教える動機は皆無であり（上記エ）、訴外男性に「連絡先」を教えることを拒絶したという控訴人母の説明が具体的で、かつ合理的で自然であることからすれば（上記オ）、当該控訴人母の供述は十分に信用できる。

したがって、原判決は、控訴人母の供述の根幹を取り違え、その信用性を誤って評価しただけでなく、考慮すべき事項（上記イ～オ）を考慮せず、控訴人母の供述に反する[REDACTED] 巡査部長や[REDACTED] 通訳員の供述を合理性の欠ける論拠で信用性を誤って高く評価し、控訴人母の供述が採用できず、「他に、本件全証拠を子細に見ても、原告個人情報の訴外男性への提供を原告母が承諾していなかったとの事実を認めるに足りる的確な証拠はない」と判示し（原判決 36 頁・9 ～ 11 行目）、「原告個人情報の訴外男性に通知することを承諾しておらず、[REDACTED] 警部補は、原告母の承諾のないまま、原告個人情報を訴外男性に提供した」（原判決 35 頁・11 ～ 13 行目）という控訴人らの主張を排斥しているが、明らかな事実誤認である。

第3 「3 争点(1) (本件警察官らの原告に対する事情聴取の内容ないし態様につき
国賠法1条1項の適用法上違法があると言えるか) について」 に対し

1 「(2)のア」(原判決37頁・22行目以下) に対し

第2の2の(1)で述べた通り、[]警部補及び[]巡査長の供述を上回る信用性
5 がある []供述によれば、「本件警察官らにおいて、本件公園に臨場した際、訴外男
性が控訴人らに対して「外人は帰れ。」「外人は生きている価値がない。」「税金の
無駄遣い。」などの控訴人らに対する差別的・侮辱的な言動をしていたのを何ら咎め
ようとせず、[]警部補において、控訴人子に対し、「お前」などと呼びかけた上、
「本当に日本語しゃべれねえのか」などと発言し、さらに、控訴人子が訴外子を蹴
10 ったものと決めつけて、「どうせお前が蹴ったんだろ」、「お前が蹴ったからこんなこ
とになっている」、「おまえ本当は日本語しゃべれるんじゃないか」などと控訴人
子を眠みつけながら強い口調で発言したこと」が認められる。

したがって、(1)でどのような判断枠組みに立ったとしても、国賠法上違法の評
価を受けることは明らかである。

15 2 「(2)のイ」(原判決38頁・17行目以下) に対し

原判決は「蹴ったとすれば」(同39頁・2行目)というが、公園に臨場した本
件警察官らはそもそも、控訴人子が訴外子を蹴ったか否かという基本的な事実確認
について、事件直後の現場で必要不可欠な客観的事実による確認すらしていない
20 のであって、「傷害事案が疑われる場合」(同39頁・6～7行目)かにあたるかを
客観的に確認していない。捜査権発動の前提となる事実関係すら曖昧な状況であっ
たのだから、「捜査機関の裁量に合理的な裁量に」(同39頁10行目・原文ママ)
に委ねる以前の話である。

犯罪事実が通報されて現場に臨場した警察官において、通報された事実関係の有
25 無を客観的な事実から確認しない裁量など、通常は考えにくい。例えば、犯罪捜査
規範90条は現場における捜査の要点について定めており、「現場において捜査を行

うに当たっては、現場鑑識その他の科学的合理的な方法により、次に掲げる事項を明らかにするよう努め、犯行の過程を全般的に把握するようにしなければならない」として、明らかにすべき対象として、「現場における器具その他物品の状況」、「指掌紋、足跡その他のこん跡並びに遺留物件の位置及び状況」、「傷害の部位及び程度」、

5 「被疑者の犯行の動機並びに被害者との面識及び現場についての知識の有無を推定し得る状況」などが挙げられており、遊具の配置、遊んでいるときの位置関係、訴外子の服への足跡の有無、控訴人らと訴外子や訴外男性との関係性などについて、現場で客観的な証拠を得るための確認が必要であった。特に、「原告らは日本語を解さず、また原告子は3歳の幼児であり、保護者である原告母も状況を把握していないことを述べるばかりであったことが認められる」(同39頁・15～16行目)の
10 であれば、なおさら現場の遊具などを実際に指し示しながら控訴人らの認識を確認することが必要不可欠だったのであり、現に■■■■氏が通訳として控訴人らと警察官らの意思疎通は容易な状態であった以上、「本件公園における現場指示や再現を行わなかったとしても、それに合理性がないとは断じ得ない」(同39頁・17～19行
15 目)とする評価の誤りは明白である。

3 「(2)のウ」(原判決39頁・20行目以下) に対し

本件警察署において写真撮影(上記第2の1の(4))や控訴人子を単独にしての取調べに控訴人らが同意していた(上記第2の1の(5)のア、第2の2の(3)のウの(オ)～(キ))という事実認定は誤っており、これらは控訴人らの意に反して、事実上の強制力をもって行われている。現に、控訴人子は、後にPTSD疑いの診断を受けているのであって、原判決はこのような控訴人子の症状について説明ができていない。
20 したがって、少なくとも控訴人らに対する事情聴取等は、社会通念上認められる方法ないし態様及び限度を逸脱して行われたものであった。この点について原判決の
25 誤りは明白である。

4 「(2)のエ」(原判決41頁・17行目以下)に対し

前提となる原判決の事実認定が誤っているため、「事情聴取に応じることを強いたとは認め難い」(同41頁・24行目)という評価の誤りは明らかである。

5 原判決は、食事やトイレ、あるいはオムツ交換の機会を「積極的に提供すべき法的義務があったものとまでは認められない」(同42頁・2～3行目)とするが、控訴人子は当時わずか3歳であった控訴人子を、警察官の判断で警察署に連行している以上、せめて食事や排泄に適切な配慮を行いその機会を促すことは、犯罪捜査規範2条2項が「捜査を行うに当たっては、個人の基本的人権を尊重」しなければならないとしていることや、同3条が「捜査を行うに当たっては…個人の自由及び権利を不当に侵害することのないように注意しなければならない」と定めていることからして、警察官らの法的義務であったというべきである。

10 本件警察署への同行に応じることが任意かどうかすら知らされていない控訴人らにおいて、本件警察署の中を自由に動き回ることなど到底出来なかったのであって、トイレやオムツ交換の「機会を積極的に提供すべき法的義務があったものとまでは認められない」とする原判決は明らかに誤っている。

15 5 「(2)のオ」(原判決42頁・10行目以下)に対し

20 原判決が前提とする事実関係は警察官らの供述を前提に組み立てられており、さらに拘束時間について原判決は「総計が5時間近くとなっていたといえるが、原告らが実際に事情を聴かれていた時間は合計でも2時間程度にとどまり、その余の時間は、原告らにおいて、■■■■巡査部長による写真撮影を受けた場面を除き、■■■■警察署内において自由に行動することが可能であったものと認められる」(43頁2～6行目)と判示している。

25 しかし、警察官らの供述の信用性が認められないことは既に述べた通りであり、控訴人らが■■■■警察署内において自由に行動することが可能であったなど、根拠のない認定である(通常、警察署の入り口付近ロビー以外、部外者が自由に行動する

など考えられない。)

さらに原判決は「事案の解明には、専ら当事者である訴外男性や原告らから詳細な説明を受ける必要があった」(同43頁・18～19行目)、「原告らの記憶が鮮明なうちに可及的速やかに原告らから事情聴取を行って供述内容を保全しておく必要があった」(同43頁・19～21行目)などとするが、そうであれば何故、公園で遊具を前に控訴人らの話を聴かなかったことを「**「捜査機関の裁量に合理的な裁量に」**(同39頁・10行目・原文ママ)」などと安易に正当化したのか、原判決の理由中で実質的な矛盾を生じさせている。

なお、ピースサインがあることをもって、控訴人子の心情を推し量ることは出来ないことは、既に述べた通りである。

結局、原判決は供述の信用性に関する慎重な検討も、犯罪捜査規範などの関係法令の確認も、児童の発達心理に関する常識の確認すら、いずれも欠いたまま、一連の事情聴取の経過及び態様につき「相当と認められる限度を超えるものであるということとはできず、本件警察官らの所為につき、職務上の注意義務に違反する部分があったものとは認められない」という、誤った結論を導いている。

6 小活(「(2)のカ」原判決44頁・14行目に対し)

以上を総合すると、本件トラブルに関し本件警察官らが行った控訴人らに対する聴取については、本件公園では差別的な言動に加え、犯罪捜査規範に反した対応がなされ、その公園で事実確認が可能かつ容易であったにもかかわらず、わざわざ警察署に連行してからは3歳の児童の生理現象に関して最低限の配慮もしないまま、約5時間もの間、控訴人らを留めおいたことになる。警察官らのこのような対応は、そのほとんど全過程において、相当と認められる方法ないし態様及び限度を逸脱して行われたものである。したがって、本件警察官らが行った各対応は、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の注意義務に違背したものとして、国賠法上違法の評価を免れない。

第4 「4 争点(2) ()警部補が訴外男性に原告個人情報を提供したことにつ
き、国賠法1条1項の適用上違法があるといえるか) について」 (原判決45
頁・22行目～48頁・24行目) に対し

5 1 はじめに

(1) 原判決は、()警部補は、()巡査部長を通じて、控訴人母から、民事訴訟
での使用を目的としている訴外男性に対して原告個人情報を提供することについ
て承諾を得ていたとして、原告個人情報を訴外男性に提供したことにつき、都条
例3条2項所定の職務義務違反にも、都条例10条2項、同条3項所定の職務義
務違反にも当たらないと判示する(同45頁・22行目～48頁・24行目)。

しかしながら、そもそも、控訴人母が、警察官から訴外男性へ「連絡先」を教
えることの了解を求められた際、その使用目的が「民事訴訟の提起のため」であ
るとの説明を受けたことがないことは、上記第2の1の(6)記載のとおりであり、
また、訴外男性に「連絡先」を教えることを承諾していないことは、上記第2の
2の(4)記載のとおりである。

したがって、原判決は、職務義務違反を構成する重要な事実に関して誤った事
実を認定している。

(2) この点、仮に、控訴人母が、訴外男性に「連絡先」を教えることを承諾するよ
うな態度を示したとしても、控訴人らに対し外国人を敵視する人種差別的言動を
繰り返していた訴外男性に対して、外国籍の母と、その幼い娘という社会的に脆
弱な立場にある控訴人らの個人情報を伝えることの重大性に鑑みれば、原告個人
情報の提供に関する本人の承諾は、それが意味することを自覚し、かつ任意性が
保たれた上でなされる真摯な承諾であってしかるべきである。

しかしながら、後記2に述べるとおり、原判決の認定を前提として、如何に控
訴人母が承諾したという客観的な状況を仮定したとしても、二つの意味で、看過

できない重大な瑕疵ある承諾でと言わざるを得ない。

そして、本件警察官らは、控訴人母に対して当該瑕疵ある承諾を強い、これに基づき、訴外男性に原告個人情報を伝えたのであるから、職務上知り得た情報を「みだりに他人に知らせた」（都条例3条2項）ものであり、国賠法1条1項の適用上違法であることは明らかである。

- (3) 加えて、後記3に述べるとおり、訴外男性は、本件公園で、本件警察官らを前にして、控訴人らや■■■■氏に対し、人種差別的言動に加えて「写真を撮れ」、「(twitter に) 晒す」などと不穏当な発言を繰り返している（甲11・5頁・2～8行目、■■■■調書8頁・14～19行目、原告第3準備書面・10頁～11頁、原告第4準備書面・10頁～11頁、原告第8準備書面・16頁～17頁参照）。

かかる訴外男性の言動を前提とすれば、訴外男性に控訴人母の個人情報を本件警察が提供すれば、訴外男性が控訴人母に対してSNSで人種差別的言動や名誉毀損的言動により違法な加害行為を行うことは十分に予見可能であり、訴外男性の控訴人母に対する人種差別的言動を含む上記発言を目の当たりにした公務員として、控訴人母に対する訴外男性のSNSによる加害行為を回避するために、訴外男性に対して控訴人らの個人情報の提供は厳に慎むべき注意義務があったはずである。

それにもかかわらず、漫然と、訴外男性の要望にしたがって原告個人情報を提供した過失により、訴外男性に控訴人らの個人情報をSNSにアップさせるとともに、控訴人らに対する人種差別的言動を伴う名誉毀損的・侮辱的投稿を助長させたのである。

かかる観点からも、■■■■警部補が、訴外男性に対し、控訴人母の個人情報を提供したことは、職務上知り得た情報を「みだりに他人に知らせた」（都条例3条2項）ものであり、国賠法1条1項の適用上違法であることは明らかである。

2 二つの意味で承諾に瑕疵があることについて

(1) 控訴人母の身体的精神的状況等から承諾に任意性がないこと

ア 長時間に及ぶ過酷な事情聴取

まず、争いのない客観的な事実経過を踏まえても、控訴人らは、本件警察官が本件公園に臨場後約1時間半その場に留め置かれ、さらにその後警察署に移動してから、控訴人母が訴外男性に連絡先を知らせることに「同意」としたと原
5 判決が認定した時点まで、約3時間にわたる長時間事情聴取を受けていたのであり、控訴人らが疲弊した状態であったことは明らかである。

しかも、長時間の慣れない事情聴取に加えて、控訴人らは、昼ご飯を食べておらず、トイレにも行っていなかったこと、事情聴取の間に、控訴人子が控訴
10 人母と話されて一人で事情聴取を受け泣いていたという争いのない事実経過からして、それが本件警察官により強いられたものかどうかという評価にかかわらず、控訴人らの身体的精神的な疲労感、単に長時間の事情聴取を受けたということに留まらない強いものであったといえる。

したがって、長時間に及ぶ事情聴取の終了間際に、警察官らに承諾を求められ
15 た際、控訴人母においては、上記身体的精神的な疲労感から、それに抗うことが相当困難な状況にあったことは容易に想定される。

イ 承諾する積極的な動機が皆無であること

また、控訴人らには、控訴人らに対し外国人を敵視する人種差別的言動を繰り返
20 り返していた訴外男性に連絡先を伝えることを承諾するメリットはなく、控訴人子が訴外男性の子を蹴ったという訴外男性の主張は事実無根の虚偽であると主張する控訴人母にとって、訴外男性が自分達に対し裁判を起こすためであろうと、そうでなかろうと、自ら個人情報を提供することについて承諾する積極的な動機は皆無である。

むしろ、控訴人母にとってみれば、どのような情報であっても、訴外男性に
25 自らの個人情報が伝わることは、自分や家族の個人情報を悪用されて、自らを

危険に晒すだけであり、私生活の平穩を害する結果を招くという懸念を強く抱くことは当然である。

したがって、控訴人母が、訴外男性に対する個人情報の提供に承諾することについて、その動機がないどころか、可能であれば拒否したいと考える方が自然であり、仮に、原判決が認定するように控訴人母が訴外男性に連絡先を知らせることに「同意」したとすれば、控訴人母は本件警察官らの要求を拒否できるような状況になく、意に反して「同意」したものと考えざるを得ない。

ウ 断ってもよいという選択肢を示されなかったこと

さらに、控訴人母は、訴外男性への連絡先の通知することの承諾を求められた際、本件警察官らから、日本語で「オワラナイ、オワラナイ」と繰り返し言われたこと明確に記憶し、これを一貫して主張している（原告母調書11頁・23行目）。「終わらない」と1回ではなく、2回繰り返す「オワラナイ、オワラナイ」という言葉は、それほどに控訴人母の耳に焼き付いて離れない言葉となっていたといえ、控訴人母の供述は確固たる記憶に基づくものである。この点、原判決は、訴外男性への連絡先の通知することの承諾を求められたときの
巡査部長と控訴人母とのやり取りに関する、控訴人母の供述について、控訴人母の供述が信用できないとしているが、当該認定が事実と反することは、上記第2の2の(4)のア記載のとおりである。

もつとも、仮に、原判決の上記認定を前提としたとしても、巡査部長は、控訴人母にとって何らのメリットのない訴外男性への連絡先の通知することの承諾について、控訴人母に対し、これを断ってもよいという選択肢を示していないことは、控訴人母の承諾の任意性を判断する上で重要視されるべきである。

なぜなら、控訴人母は、同日、本件警察官らに言われるがまま、本件公園に1時間30分留め置かれることや、その後、本件警察署に連れて行かれたこと、事情聴取中、控訴人子と引き離されたこと、写真に撮られたこと等につ

いて、仮に、原判決が認定するとおり、それらを最終的に承諾する態度を示し、あるいは本件警察官らの要望に応じたということがあったとしても、いずれも、決して控訴人母にとって自ら望んだことではなく、むしろ、控訴人らの権利利益を侵害するものである。

5 すなわち、控訴人母は、本件警察官らの控訴人らに対する上記の各要望に対し、自分の希望に反するという状況にもかかわらず、結果として、いずれも抗うことができずにいたところ、本件警察署での事情聴取の終わりの場面で、訴外男性への連絡先の通知することの承諾を求められたのであって、 巡査部長から、承諾するかどうかは任意であり、断っても構わないという明確な選択肢
10 肢が示されなければ、控訴人母にとって自分の希望や意思が叶うことはないとして諦めの境地に至ることもやむを得ない。

 そして、「断ってよい」という選択肢を示されず、自分の意に沿うような結果とならないという諦めの状態でなされた承諾が、任意の承諾であるはずがないのであって、控訴人母の承諾が仮にあったとしても、強いられたものであり致命
15 的な欠陥があると言わざるを得ない。

エ 小括

 上記第2の2の(3)のア記載のとおり、消費者事件における意思表示の瑕疵や、労働事件における労働者の同意の認定場面においては、当事者間の力関係や、
20 情報量や判断能力の非対称性がある場合、力関係において劣る側が、真意に基づいて意思表示をしたかについて慎重な認定がされるところ、本件において、控訴人らと本件警察官らとの力関係に雲泥の格差があり、日本語を解さず日本の法知識に乏しい外国人であり、当時3歳の控訴人子を連れた控訴人母と、男性警察官との間には、三重の格差があることを踏まえれば、控訴人らの承諾が
25 真意に基づくものか否かについては、慎重かつ丁寧な審理・判断が求められるべきである。

しかるに、上記イ～ウのとおり、仮に、原判決が認定するとおりの客観的状況を前提としたとしても、控訴人母の承諾は任意性が欠け、真意に基づく承諾とは到底言えない。

5 そして、控訴人母が、そのような瑕疵ある承諾を行ったとすれば、その責任は、偏に、控訴人母に対して承諾を強いた[REDACTED] 巡査部長ら本件警察官らにあることは明らかである。

(2) 控訴人母は「住所」の提供を全く認識していなかったこと

ア 原判決の認定

10 本件では、被控訴人側証人である[REDACTED] 巡査部長でさえも、控訴人母に対し、訴外男性への控訴人個人情報の通知の了解を求める際、その個人情報について「連絡先」としたのみで、「氏名」や「住所」などの了解を個別にとつてはいないと認めている（[REDACTED] 調書 21 頁・22～26 行目）。

15 これについて、原判決は、「[REDACTED] 巡査部長は、民事訴訟に必要な連絡先として、原告らの住所、氏名及び電話番号を訴外男性に通知するという認識のもと、原告母に対し、連絡先を訴外男性に対して通知することについて承諾を求め、原告母は、これを承諾したことが認められるところ、原告母において、氏名や住所を訴外男性に通知されることについて確定的な認識を有していなかった可能性を一切否定し得るものではないとしても、民事訴訟での利用を目的として連絡先を知らせてよいかとの問いに対して承諾をしたものである以上、原告母において、電話番号にとどまらず、訴えの提起に必要な最低限度の情報が提供されることは認識可能であったといえるから、前示の可能性を考慮しても、原告母が原告個人情報の提供を承諾した旨の認定は左右されない。」と判示する（同 47 頁・1～11 行目）。

25 しかし、かかる原判決の判示は、個人情報、特に住所の重要性を看過する極めて粗雑な判示と言わざるをえない。

イ 「住所」が提供されると認識していない承諾は「住所」を含む個人情報の提供の承諾とはいえないこと

「住所」は、個人が現実には営んでいる生活の本拠であって、私生活の核心情報であり、一般人が不必要に他者に知らせたくないとする情報である。

特に、自らに敵意を示す他者に自己の住所を知らせた場合、当該他者が現実には住居に押し寄せて恐喝的、威迫的、暴力的な言動に及ぶなど、私生活の平穩が害されるおそれが飛躍的に高まるし、現代社会ではSNS等で住所を晒されることで当該他者に賛同する不特定多数の第三者が対象者の私生活の平穩を害する行為に及ぶおそれもある。

本件でも、警察官が控訴人らに強い敵意を示した訴外男性に控訴人らの住所を提供したことで、訴外男性がツイッターで控訴人らの名前や顔写真を晒して居住地を示して名誉毀損行為に及んでおり（後記3の(3)のウのとおり、その後、訴外男性は控訴人らに対する名誉棄損行為により逮捕されている。）、訴外男性により控訴人らの私生活の平穩及びプライバシーが害されており、控訴人らは現実に転居を余儀なくされるという著しい損害も受けている。

したがって、個人の住所は、氏名、電話番号とは別個の重要な個人情報として扱われるべきで、単に「連絡先」という言葉に包含されていると考えてよいものでは決してなく、「住所」という重要な個人情報が提供されると認識していない承諾は、「住所」を含む個人情報の提供の承諾としては、致命的な瑕疵がある。

ウ 訴えの提起に必要な最低限度の情報に関する原告母の認識

また、原判決は、「民事訴訟での利用を目的として連絡先を知らせてよい」という問いに対して承諾したのである以上、原告母において、電話番号にとどまらず、訴えの提起に必要な最低限度の情報が提供されることは認識可能であつ

た」と判示するが、そもそも、「訴え提起のため」と法律関係者ではない一般人が、「訴えの提起に必要な最低限度の情報」の中身など、知りうるはずもない。

ましてや、控訴人母は、外国人であり、日本の法制度や民事訴訟を含む司法手続に関して十分な情報を有していないのであって、民事訴訟での利用を目的として連絡先の通知によって伝えられる「最低限度の情報」に住所が含まれることが認識可能であったとは到底いえない。

一方で、[REDACTED] 巡査部長が、控訴人母に対し、訴外男性に伝える「連絡先」の具体的内容に「住所」が含まれることを伝えることは極めて容易であった。加えて、原告個人情報の提供について控訴人らに何らのメリットがなく、むしろ、控訴人らに不利益をもたらす可能性があることからすれば、控訴人母に対し、「連絡先」という紛らわしい説明ではなく、「住所、氏名、電話番号」と、個別の項目を挙げて承諾をとるべきで、[REDACTED] 巡査部長の説明は極めて不十分である。

そして、原判決も、住所が知らされる「確定的な認識を有していなかった可能性を一切否定し得るものではないとしても」と判示するとおり、「住所」が知らされることは予期していなかった可能性がある余地を認めている。

それにもかかわらず、知らされる情報に「住所」が含まれると説明を受けていない控訴人母において「訴え提起に必要な最低限度の情報が提供されることは認識可能であったといえる」として、住所を含む原告個人情報の承諾をしたと認定し得るとすれば、あたかも、「連絡先」の具体的内容に関する[REDACTED] 巡査部長の説明不足を棚に上げて、承諾の対象に「住所」が含まれることを認識できなかった控訴人母の落ち度のみに着目し、その責任を全て控訴人母に負わせるものであって、到底公正な事実認定とはいえない。

エ 小括

上記のとおり、「住所」は文字通り生活の本拠であり、家族と共に平穏な私生活を送る上で重要な場所であって、人種差別的言動を繰り返し敵意を露わにす

る訴外男性に「住所」を知られることは、自分や家族の私生活を危険に晒すことを意味するもので、氏名や電話番号とは別個の重要な個人情報で単に「連絡先」という言葉に包含されていると考えて良いものではない。

そして、原判決は、控訴人母が氏名や住所を訴外男性に通知されることについて「確定的な認識を有していなかった可能性を一切否定し得るものでないとしても」として、控訴人母において、「住所」が訴外男性に知られることは予期していなかった可能性があることを認めている。それにもかかわらず、「訴えの提起に必要な最低限度の情報が提供されることは認識可能であった」として「原告母が原告個人情報の提供を承諾した旨の認定は左右されない。」というのは、「住所」を知られることによって控訴人らが抱く恐怖心や、私生活上の平穩を犯される程度を、不当に軽んじているものと言わざるを得ない。

以上より、訴外男性に「住所」を知られるという具体的な説明がなく、訴外男性に伝える情報を「連絡先」とだけしか説明を受けていない以上、仮に、民事訴訟を提起するためとして説明を受けて、控訴人母が個人情報の提供に承諾したとしても、「住所」を含む個人情報の提供の承諾としては、致命的な瑕疵があると言わざるを得ない。

そして、控訴人母が、そのような瑕疵ある承諾を行ったとすれば、その責任は、偏に、控訴人母に対し訴外男性に伝える個人情報に「住所」が含まれることを具体的に説明しなかった[REDACTED] 巡査部長ら本件警察官らにあることは明らかである。

3 「(twitter に)晒す」と発言していた訴外男性に対して原告個人情報を提供することは警察官の注意義務に違反すること

(1) 訴外男性から旧 twitter に晒されることの予見可能性があったこと

[REDACTED] 氏によれば、訴外男性は、本件公園で、制服警官又は私服警官を前にして、控訴人らや [REDACTED] 氏に対し、人種差別的言動に加えて「写真を撮れ」、「(twitter に)

晒す」などと不穏当な発言を繰り返していたという（甲11・5頁・2～8行目、
調書8頁・14～19行目、原告第3準備書面・10頁～11頁、原告第4
準備書面・10頁～11頁、原告第8準備書面・16頁～17頁参照）。

5 なお、氏は、twitter で晒すという本件公園における訴外男性の発言が私
服警官か制服警官の前かいずれかについては供述の変遷が見られるものの、本件
公園を訪れた警察官の前での発言であるという核心部分では一貫しており、虚偽
を述べる動機や必要性もなく、また、訴外男性の当該発言に対して警察官が注意
をしなかったために、「ツイッターでさらすといっているので、撮らせるのをや
めて対処してくださいと言いました」（調書7頁・6～10行目）と、警察
10 官に対処を促したというその後の経緯も含めて具体的な内容を供述しており、十
分に信用できる。

 このような訴外男性の供述を前提とすれば、訴外男性の「(twitter に) 晒す」
などという発言が制服警官であれ私服警官であれ、訴外男性のかかる発言は本件
警察官らで当然共有されるべきであり、訴外男性が原告個人情報の提供を受けた
15 場合、控訴人らの写真とともに原告個人情報が twitter 等のSNSで晒されるこ
とは、十分に予見できたはずである。

 それのみならず、控訴人らには自分の個人情報は一切提供しない一方で、自分
だけ、わざわざ警察が自宅を訪れて原告個人情報を教えてくれるという便宜（し
かも、訴外男性が原告個人情報の提供を求めたのは令和3年6月1日の午後7時
20 頃であり（乙11・5頁・5～7行目）、訴外男性が現に原告個人情報の提供を
求めるよりも前に、訴外男性のために警察官らが控訴人母からその提供の承諾を
取っていたという便宜）を図ってもらった訴外男性が、対控訴人らとの関係で警
察は自分の味方であると考えて、对原告らに対する攻撃的な言動を活発化させる
ことも、十分に予見できたはずである。

25 (2) 旧 twitter を活用して悪意を持って個人情報を公にする可能性がある者に対す

る個人情報の提供は「みだりに公にさせることのないよう最大限の配慮」（都条例3条1項）に違反し、また「不当な目的に使用」（都条例3条2項）に当たること

ア 「みだりに公にさせることのないよう最大限の配慮」（都条例3条1項）

5 すべき本件警察官らは、悪意を持って他人の個人情報を公にする可能性がある訴外男性に対して控訴人らの個人情報の提供を回避すべき注意義務を負っていたこと

10 東京都の解説によれば、都条例3条1項の「みだりに公にさせることのないよう最大限の配慮しなければならない」とは、「正当な理由なく個人情報が公にされることがないように、公にする場合はその必要性を十分に吟味し、慎重に行う必要があるということである」という（甲21の1）。

15 この条例の目的が「高度情報通信社会の進展に鑑み」、「個人の権利利益を保護すること」にあるとすれば（都条例1条）、「正当な理由なく個人情報が公に」される場合には、公務員が自ら個人情報を公にする場合に限られるものではなく、旧 twitter を活用して悪意を持って個人情報を公にする可能性がある第三者に対して個人情報を提供することで、その者のSNSの投稿により個人情報が公になり、個人の権利利益が侵害される場合をも対象としていると解される。

20 したがって、東京都の職員は、同条に基づき、「最大限の配慮」をもって、悪意を持って他人の個人情報を公にする可能性がある者に対して市民の個人情報の提供を回避すべき注意義務を負うと解すべきで、本件公園に臨場した本件警察官らの内いずれかが、訴外男性が控訴人らの写真を撮り twitter に晒すとの発言を聞いていた以上、同人が控訴人らの写真とともに、原告個人情報を公にされる可能性を予見し、これを回避するため、訴外男性に対して原告個人情報を提供しないことが「最大限の配慮」（都条例3条1項）として求められ、これに
25 違反することは職務上の注意義務違反に当たるといふべきである。

イ 悪意を持って他人の個人情報を公にする可能性がある訴外男性に対して市民の個人情報の提供することは「不当な目的」（都条例3条2項）に当たること

5 原判決は、都条例3条2項の「不当な目的」について「東京都職員が自己の利益のために個人情報を使用する場合や、他人の正当な利益や社会公共の利益に反して個人情報を使用することをいう」（同47頁・12～14行目）とする。

そして、これに続く、「 」が訴外男性に対して原告個人情報の提供をしたのは、訴外男性から原告らに対する訴訟提起を目的として原告個人情報の提供を求められたためであって、 が自己の利益のために個人情報を使用したものではない」（同・15～18行目）と判示する部分は措くとしても、「原告らを含む他人の正当な利益や社会公共の利益に反するものであるということもできない」（同・18～19行目）と判示する部分については、都条例の解釈ないし当てはめを誤っていると言わざるを得ない。

すなわち、 警部補が訴外男性に対して原告個人情報の提供をしたことについて、 警部補自身に自己の利益を図る意図はないとしても、これにより、訴外男性が原告個人情報を twitter の投稿で公にし、「警察から注意喚起として写真掲載の許可を得ています」として、人種差別的言動を伴う控訴人らに対する名誉毀損的・侮辱的言動を活発化させることは（甲9、20）、控訴人らの「正当な利益」に反し、かつ、人種差別的言動を助長させた点において、
20 「社会公共の利益」にも反しているのであって、都条例3条2項にいう「不当な目的に使用」したというべきである。

(3) 訴外男性に民事裁判という目的以外での使用を厳に慎むように注意したという
 警部補の供述について

25 ア 当該 警部補の供述が信用できないこと

 警部補は、訴外男性に原告個人情報を教示する際、民事裁判という目

的以外での使用は厳に慎むように述べたというが、かかる注意をしたことは、何らの記録も残されていない。

また、[]警部補は、訴外男性に原告個人情報を伝えたものの責任として、訴外男性がその情報を twitter 上で原告らの名誉を毀損する方法で用いていたことを把握した場合、訴外男性を注意したり、投稿の削除等を求めるべきであり、ましてや、仮に、[]警部補が、訴外男性に対し民事裁判という目的以外に利用することのないよう注意していたとすれば、その注意に違反し、控訴人らの名誉を毀損する方法で控訴人らの個人情報を使用していることについて、訴外男性を咎める十分な理由があるのであるから、直ちに訴外男性を注意し、削除等の然るべき対応をとって、これを控訴人らに報告すべきであろう。

しかしながら、訴状・39頁で詳述するとおり、訴外男性は、twitter アカウントで、原告らの写真について「警察からは注意喚起として写真掲載の許可を得ています」というコメントともに、控訴人らの居住地を把握していることを前提とした控訴人らの名誉を毀損する投稿を行い（甲9）、さらに、原告第2準備書面・46～49頁で詳述したとおり、twitter アカウントで、控訴人母の実名や居住地を把握していることを前提とし、人種差別的言動を用いて、控訴人らの名誉毀損を毀損し、控訴人らの生活を脅かす投稿と続けていること（甲20）が本件裁判で明らかになっているのであり、[]警部補は、訴外男性が、原告個人情報を民事裁判という目的以外に利用していることについて、遅くとも本件訴状が提起された令和3年9月頃には把握できたはずであるところ、現在に至るまで、[]警部補から、訴外男性を注意するなどしたという報告は一切ない。

かかる[]警部補の対応は、無責任極まりなく、民事裁判という目的以外に利用することのないよう注意したという供述は、極めて疑わしいものと言わざるを得ない。

なお、現在に至るまで、訴外男性から控訴人らに対し、民事裁判を提起した

という事実もない。

イ 仮に訴外男性に民事裁判という目的以外での使用を厳に慎むように注意したとしても全く不十分であること

5 また、そもそも、仮に、[REDACTED]警部補が、訴外男性に原告個人情報を教示する際、民事裁判という目的以外での使用は厳に慎むように述べていたとしても、訴外男性に、目的外使用をしないように誓約書を書かせているわけでもなく、単に、口頭で注意したというのに過ぎないのであって、全くもって不十分である。

10 ましてや、訴外男性の本件公園での人種差別的発言や、上記(1)で述べた「(twitter に) 晒す」などという発言を前提とすれば、そのような口頭注意を受けただけでは、訴外男性が原告個人情報を twitter で晒すことの歯止めになるはずはなく、実際に、訴外男性は、控訴人らの個人情報を挙げて控訴人らを誹謗中傷する一連の投稿（甲 9、20）の中で、なんら悪びれることなく「写真の掲載は警察から許可を得ています」（甲 9 の 3、）などと、警察は自分の味方であるような投稿をしており、何らの歯止めにならなかったことは実証済みである。

15 したがって、仮に、仮に、[REDACTED]警部補が、訴外男性に原告個人情報を教示する際、民事裁判という目的以外での使用は厳に慎むように述べていたとしても、その注意をした事実を持って、原告個人情報を公にされることの回避するための十分な行為を行ったとは到底言えない。

20

ウ 実際に訴外男性は原告個人情報を twitter に晒し、人種差別的言動を用いて控訴人らを誹謗中傷し、その結果逮捕されていること

25 なお、控訴人らは、甲 9 の 1 ないし 9 の 3 の twitter アカウント（[REDACTED]）における投稿、及び甲 20 の 1 ないし 20 の 7 の twitter アカウント（[REDACTED]

5)における投稿を被疑事実として、令和■年■月■日付で訴外男性を告訴し、その結果、令和■年■月■日、訴外男性は逮捕されている（甲46の1【twitterアカウント(■)の投稿】、甲46の2【甲46の1の控訴人母の写真全画面表示】、甲47【twitter アカウント(■)の投稿】)

(4) 小括

10 以上のとおり、本件警察官らは、訴外男性に原告個人情報を提供した場合、訴外男性が twitter で原告個人情報を公開し、控訴人らプライバシーを侵害したり、人種差別的言動を伴う名誉毀損的・侮辱的言動により控訴人らの私生活上の平穩を侵害することは、容易に予見できたはずである。

 それのみならず、自分に便宜を図ってもらったと考えた訴外男性が、対控訴人らとの関係で警察は自分の味方であると考えて、対原告らに対する攻撃的な言動を活発化させることも、十分に予見できたはずである。

15 それにもかかわらず、訴外男性に原告個人情報を伝えたことは、「正当な理由なく個人情報が公にされることがないよう、公にする場合はその必要性を十分に吟味し、慎重に行」（甲21の1）ったとは言えず、「最大限の配慮」（都条例3条1項）に違反し、また、控訴人らの「正当な利益」に反し、かつ、人種差別的言動を助長させた点において、「社会公共の利益」にも反しているのであって、
20 都条例3条2項にいう「不当な目的に使用」したというべきであり、かかる観点からも訴外男性に原告個人情報を伝えたことは、本件警察官らの職務上の注意義務に違反したといえる。

4 まとめ

25 上記のとおり、原判決の認定を前提として、控訴人母の承諾がなされた客観的な状況を仮定したとしても、二つの意味で、その承諾には看過できない重大な瑕疵が

あると言わざるを得ない。

そして、上記2記載のとおり、園部巡查部長は、控訴人母に対して、その承諾が任意であることを自覚させることなく、瑕疵ある承諾を強い、これに基づき、東海林警部補は、訴外男性に原告個人情報を与えたのであるから、本件警察官らは、職務上知り得た情報を「みだりに他人に知らせた」（都条例3条2項）ものであり、国賠法1条1項の適用上違法であることは明らかである。

また、上記3記載のとおり、園部巡查部長や東海林警部補は、訴外男性に原告個人情報を提供した場合、訴外男性が twitter で原告個人情報を公開し、控訴人らプライバシーを侵害したり、人種差別的言動を伴う名誉毀損的・侮辱的言動により控訴人らの私生活上の平穩を侵害することや、自分に便宜を図ってもらったと考えて、対控訴人らとの関係で警察は自分の味方であるとして、対控訴人らに対する攻撃的な言動を活発化させることも、十分に予見できたはずである。したがって、訴外男性によるこのような行為を回避するために、訴外男性に対して原告個人情報の提供は決して行うべきではなく、例え、訴外男性に対して民事裁判という目的以外での使用は厳に慎むように述べていたとしても、結果回避義務を尽くしたとは到底いえず、都条例3条1、及び3条2項に違反するものであり、かかる観点からも、訴外男性に原告個人情報を与えたことは、国賠法1条1項の適用上違法であることは明らかである。

20 第5 本件警察官らの言動が人種差別撤廃条約に違反し、また、いわゆる「レイシャルプロファイリング」に当たらないかの検討が不十分であること

1 原審の人種差別撤廃条約の効力に関する理解の誤りについて

(1) はじめに

近年、日本の警察官がレイシャルプロファイリングをしているというアメリカ大使館のツイートや、警察による職務質問が違法なレイシャルプロファイリング

に当たるといふ国家賠償請求訴訟が提起されるなど、警察におけるレイシャルプロファイリングが重要な問題となっている。

そして、控訴人らは、本件警察官らから受けた言動（例えば、「本当に日本語しゃべれねえのか」、「どうせ、お前が蹴ったんだろう」などの発言や、客観的な根拠もなく、差別的な言動を繰り返していた訴外男性の言い分を、控訴人らに認めるよう迫る取調べなど）も、人種差別撤廃条約に違反し、また「レイシャルプロファイリング」に該当するものと主張するものであり、原審では、国際人権法の観点から（原告第5準備書面）、及び、社会学者的観点及び社会心理学的観点から（原告第7準備書面）、本件警察官らの控訴人らに対する言動が人種差別撤廃条約に違反し、また、いわゆるレイシャルプロファイリングに当たることについて述べた。

(2) 原判決について

この点、原審は、「原告らの主張する職務義務は、当該職務義務を基礎づけている法的根拠が特定されているとは解しがたく、国賠法上1項1号所定の「違法」を基礎づけるものとして、公務員である本件警察官らが個別の国民に対して負担する職務上の法的義務が特定されているとは解しがたい」（原判決44頁・24行目～45頁・1行目）とし、人種差別撤廃条約の趣旨に照らして、本件警察官らが公権力の行使に際し人種差別行為を行ってはならないという職務上の注意義務を負うとする控訴人らの主張を否定する。

しかしながら、以下のとおり原審の人種差別撤廃条約の効力に関する上記理解は誤りである。

(3) 人権条約の国内的効力

すなわち、批准されて公布された条約が、特別の国内法措置を執らずとも国内的効力を有するものであり、人種差別撤廃条約を含む人権条約については、憲法

の人権規定と比べても具体的かつ詳細な規定を設けており、憲法を具体化する解釈指針となるのであって、憲法14条後段の「人権」は人種差別撤廃条約に沿って解釈され、また、国賠法との関係においては、公務員の行為が、人種差別撤廃条約上の「人種差別」に該当する場合、または同条約上の公務員の義務に違反する場合、憲法14条1項後段違反と同時に、国賠法1条1項の適用上違法となると解釈されるべきである。

なお、私人間の不法行為の事案で、民法90条の解釈に人種差別撤廃条約の趣旨を取り込んで解釈する裁判例が積み重ねられているところ、直接に条約上の義務を負う公務員の職務上の行為を対象とする国賠法1条1項の適用上の違法性判断に、人種差別撤廃条約が取り込まれることは当然であって、これを否定する原判決は、人権条約の一般的理解を誤るものと言わざるを得ない。

(4) 小括

以上から、原審においては、国賠法1条1項の適用上の違法性判断のために、本件警察官らにおいて、人種差別撤廃条約に規定する「人種差別」に当たる行為や、レイシャルプロファイリングに当たる行為がなかったか、慎重な検討を行うべきであった。

2 原判決の事実認定は本件における人種差別の問題を覆い隠すものであることについて

それどころか、原審においては、人種差別撤廃条約の趣旨を憲法14条1項後段や国賠法1条1項の適用上の違法性判断に取り込むかどうか以前の問題として、以下のとおり、本件で問題となっている訴外男性による人種差別的言動や、訴外男性や控訴人らに対する本件警察官らの対応に関する事実関係において、人種差別の問題を覆い隠す認定をしている。

具体的には、原判決は、①上記第2の1の(1)のア記載のとおり、第三者である高

松氏が、訴外男性は本件警察官らが本件公園に到着した後も、「ガイジン」は生きる価値はない」、「税金の無駄遣い」、「死ね」、「国へ帰れ」などという人種差別的言動を、本件警察官らの前で続けていたと供述するのに対し、本件警察官らは、訴外男性の発言としてかかる人種差別的言動以外の発言のみ聞いたという口裏合わせが疑われる供述を採用したり、②上記第2の2の(1)記載のとおり、東海林警部補の控訴人子
5 に対する、偏見に基づくとしか考えられない度を超えた暴言に関する高松氏の供述の信用性を不合理に否定する。

加えて、原判決の事実認定においては、③容貌や使用する言語、宗教的属性から、人種差別による被害や、不当なレイシャルプロファイリングの対象となりやすい控
10 訴人らに対する事情聴取等本件警察官らの対応に、無意識の偏見に基づく決めつけや、権利の軽視がなかったか等、慎重な検討がなされた形跡は皆無である。

3 控訴審に期待すること

以上のとおり、原判決は、本件における人種差別の問題に正面から向き合う姿勢
15 に乏しいものと言わざるを得ないところ、控訴審においては、以下のことを期待する。

① 国賠法1条1項の適用上の違法性判断のために、本件警察官らにおいて、人種差別撤廃条約に規定する「人種差別」に当たる行為や、レイシャルプロファイリングに当たる行為がなかったか慎重な検討を行うこと

20 ② 無意識のバイアスによるいわゆるレイシャルプロファイリングは誰にでも起こりうるものとして、本件警察官らの供述の信用性を慎重に判断し、不自然な誤魔化しや虚偽がないか、再検討を求めること

③ 無意識の偏見に基づく決め付けや、権利の軽視等がなかったか、慎重に検討すること

25 ④ 人種差別に当たる行為については、強い非難や高い違法性が認められるものであり、損害の判断において考慮すること

以上